

第2編 民 生

市 民 窓 口

市 民 生 活

青 少 年 政 策

文 化 行 政

交 流 親 善

人 権 ・ 男 女 共 同 参 画

危 機 管 理 ・ 災 害 対 策

市 民 安 全

環 境 保 全

環 境 衛 生

第1章 市民窓口

市民課、マイナンバー推進課

第1節 戸籍・住民基本台帳・窓口業務

市民課では、市民の方に対し「親切・正確・敏速」をモットーとして、市民が生活する上で切り離すことのできない各種証明書の発行や届出等の受理に関する窓口業務を行っている。

急速な社会経済情勢の変化、少子高齢化、ライフスタイルの多様化など、市民を取り巻く生活環境も大きく変化している。それに伴い市民ニーズも多種多様化し、行政に対する需要も質、量ともに増大している。

このような状況の中、市民サービスの維持向上を念頭におき、限りある財源を有効に活用しつつ、住民記録、印鑑登録及び戸籍の各業務を順次オンライン化するなど、事務の合理化を図り、市民の利便性の向上に努めている。平成17年9月から、平日に住所異動の届出が出来ない方の利便性の向上を図るため、毎月第4土曜日(8時30分～12時00分)に窓口を開庁し、住民異動等の届出を受理している。

平成29年10月1日から、マイナンバーカード(個人番号カード)を利用した各種証明書のコンビニ交付サービスを開始した。また、令和2年11月4日から市民課証明窓口にマイナンバーカード(個人番号カード)を活用することで、申請書の記載や本人確認書類の提示等を省略できる、証明書窓口受付システムを導入。令和4年3月17日に証明書交付手数料等のキャッシュレス決済を導入、令和6年2月1日からは、マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用することにより、証明書申請から交付手数料等の納付まで全てをオンライン上で可能とするなど、窓口業務のDX化を推進し、市民の利便性の向上を図った。

なお、令和6年3月1日に、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、戸籍謄本等の広域交付が開始されるとともに、戸籍届出時における戸籍謄本等の添付が不要となり、負担軽減が図られた。

さらに、令和7年2月4日から「書かない窓口システム」を導入し、転出証明書や住民記録情報等をもとに職員が住民異動情報を作成することにより、来庁者は入力内容を確認するだけで住民異動手続きが可能になり、窓口手続きに係る負担軽減と業務効率化が図られた。

1 本籍数・人口

本 籍 数	本籍人口	住民基本台帳世帯数	住民基本台帳人口
96,750	230,765	125,314	256,175

2 外国人人口

計	国 籍 別 内 容					
	中 国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	韓国・朝鮮	その他
6,454	1,045	1,083	954	689	415	2,268

注:住民基本台帳上の数値であり、出生による経過滞在者は含まれず。

3 届書等処理件数

(1) 戸籍届関係

(単位 件)

計	出 生	婚 姻	離 婚	死 亡	転 籍	その他
10,223	1,716	2,067	576	3,762	911	1,191
(2,893)	(401)	(1,206)	(179)	(459)	(293)	(355)

注: ()内は他市町村からの送付分を内数で示した。

(2) 住民異動届関係

(単位 件)

計	転入	転出	転居	出生	死亡	主変	世帯変更	職権修正	その他
31,798	8,187	7,281	4,137	1,291	3,254	389	821	6,215	223

注: 世帯変更は、分離・合併・変更の計である。

(3) 都道府県別転入状況

(単位 人)

従前の住所地	転入者数			従前の住所地	転入者数		
	男	女	計		男	女	計
北海道	97	56	153	京都府	29	29	58
青森県	11	19	30	大阪府	92	59	151
岩手県	14	8	22	兵庫県	47	24	71
宮城県	33	26	59	奈良県	9	13	22
秋田県	12	12	24	和歌山県	2	2	4
山形県	22	9	31	鳥取県	5	1	6
福島県	41	13	54	島根県	8	2	10
茨城県	99	119	218	岡山県	20	16	36
栃木県	76	51	127	広島県	42	33	75
群馬県	47	35	82	山口県	14	10	24
埼玉県	225	145	370	徳島県	3	4	7
千葉県	219	146	365	香川県	7	5	12
東京都	634	512	1,146	愛媛県	7	4	11
神奈川県	2,468	2,217	4,685	高知県	11	2	13
新潟県	41	26	67	福岡県	68	38	106
富山県	29	12	41	佐賀県	11	7	18
石川県	22	9	31	長崎県	7	8	15
福井県	11	7	18	熊本県	41	38	79
山梨県	22	16	38	大分県	16	14	30
長野県	44	24	68	宮崎県	11	7	18
岐阜県	22	22	44	鹿児島県	16	15	31
静岡県	190	128	318	沖縄県	22	33	55
愛知県	112	73	185	国 外	552	486	1,038
三重県	40	20	60	従前の住所なし	0	0	0
滋賀県	31	13	44	計	5,602	4,568	10,170

4 各種証明

(1) 有料証明・手数料及び使用料

証明書種別	区分	金額
印鑑登録証明書	手数料	1通 300円
印鑑登録の再登録 (登録証紛失の場合のみ)		1件 300円
住民票の写し・住民票記載事項証明書		1通 300円
戸籍の附票の写し		1通 300円
戸籍全部(個人)事項証明(注1)		1通 450円
除籍全部(個人)事項証明(注1)		1通 750円
除籍・改製原戸籍の謄(抄)本(注1)		1通 750円
戸籍一部事項証明書		1通 450円
除籍一部事項証明書		1通 750円
戸籍記載事項証明書		1項目 350円
除籍記載事項証明書		1項目 450円
戸籍電子証明書提供用識別符号		1件 400円
除籍電子証明書提供用識別符号		1件 700円
戸籍届書の記載事項証明書		1通 350円
届書等情報内容証明書		1通 350円
戸籍届出の受理証明書		1通 350円
上質紙を用いた戸籍届出の受理証明書		1通 1,400円
諸証明		1通 300円
住民基本台帳の閲覧		(注2)を参照
住居表示台帳の写しの閲覧・交付		1街区 300円
火葬場	使用料	葬祭施設条例による(注3)

注1. 本籍地が他市区町村の場合の戸籍の広域交付を含む

2. 住民基本台帳の閲覧は、平成17年10月から一人当たり300円

3. 火葬場使用料は市外者のみ、12歳以上95,000円、12歳未満60,000円

第2節 市民窓口センター

駅前市民窓口センターは、市民サービスの向上を図るため昭和48年6月、平塚ステーションビル1階に「市役所駅前連絡所」として開設した。昭和63年7月5日には、利用者増やOA機器導入等により連絡所が手狭となったため、平塚MNビル10階(ひらつかスカイプラザ内)へ、さらに、平成15年2月17日には、10階から11階に移転した。ひらつかスカイプラザの閉鎖に伴い、平成20年4月1日から柏木ビル1階(明石町)に移転した。令和元年5月22日には、更なる利便性の向上を図るため、平塚駅に直結しているラスカ平塚3階(宝町)に移転し、市民の利用に供している。

また、市周辺部の人口増により「身近な場所で行政サービスを」という市民ニーズに応えるため、昭和63年から、順次地域市民窓口センターを地区公民館に開設し、現在は、計13箇所(なでしこ、大野、豊田、神田、大神、城島、岡崎、金田、金目、土屋、吉沢、旭南、旭北)に設置している。

その後、利用者のニーズに応えるため、平成7年11月から、駅前市民窓口センターにおいて、土曜日、日曜日、祝日の窓口業務を開始し、平成11年4月1日からは平日の業務終了時間を午後5時

から午後8時までに変更し、証明書交付等の業務を行っている。

さらに、令和3年3月から、駅前市民窓口センターにおいて、市民の利便性の向上を図るため、住民票の写しなどの証明書交付手数料等の支払いについて、キャッシュレス決済を導入した。

第3節 マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカード（個人番号カード）は、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示されたプラスチック製のICチップ付きカードで、本市では平成28年2月から交付を開始した。

マイナンバーカード月別申請件数及び交付件数、保有枚数及び保有枚数率						
月	累 計 申請件数	1月当たり 申請件数	累 計 交付件数	1月当たり 交付件数	保有枚数	保有枚数率
4月	226,763	820	201,841	871	190,951	74.6%
5月	227,662	899	202,649	808	191,421	74.8%
6月	228,783	1,121	203,460	811	191,848	74.9%
7月	230,275	1,492	204,590	1,130	192,462	74.9%
8月	232,452	2,177	206,021	1,431	193,348	75.3%
9月	234,501	2,049	207,787	1,766	194,578	75.8%
10月	237,601	3,100	209,939	2,152	196,154	76.4%
11月	241,517	3,916	212,852	2,913	198,225	77.2%
12月	244,359	2,842	216,076	3,224	200,291	78.0%
1月	246,823	2,464	218,682	2,606	201,411	78.4%
2月	249,567	2,744	221,368	2,686	202,403	78.8%
3月	252,899	3,332	224,660	3,292	203,338	79.2%

注：申請件数、交付件数は国の統計に基づき、マイナンバーカードの新規件数及び更新件数を含む。

マイナンバーカードの普及に伴い更新件数の割合が増加しているため、保有枚数を掲載し、これまで掲載してきた申請率及び交付率は保有枚数率へ変更。

保有枚数は月末時点の枚数、保有枚数率は国の統計に基づき、4月～6月は令和5年1月1日現在人口256,005人で集計、7月～3月は令和6年1月1日現在人口256,856人で集計。

第4節 平塚市聖苑

昭和37年度に建設された火葬場が老朽化したため、平成4年度から全面的な建替え整備を行い、従来のイメージを一新するため、名称も「平塚市聖苑」と改め、平成6年6月13日から供用を開始した。その後、旧火葬棟の解体、車寄せの建設、外構、及び造園工事を行い、平成7年3月に完成した。

平成10年4月の機構改革により環境衛生管理課から市民課に所管替えとなったが、平成20年4月に指定管理者制度が導入され、現在は指定管理者による管理、運営が行われている。

第2章 市民生活

行政総務課、協働推進課、市民情報・相談課、企画政策課

第1節 地域組織

地域活動団体の活性化による地域住民の福祉の向上を図るため、自治会、町内会に対する交付金や、地域住民の話し合いや活動の拠点となる自治会館等の新築、増改築等の工事費に対し補助を行っている。

1 自治会等設立状況

組織団体数	加入世帯数	全世帯数	加入率
225	76,403	117,422	65.1%

2 地域組織育成事業交付金 2,271,955 円

3 自治会地区連合会交付金 928,200 円

4 地区自治会組織一括交付金 40,553,670 円

5 自治会連絡協議会交付金 501,000 円

6 自治会館等建設事業費補助金

(1) 交付基準

- ア 新築（自治会館） 工事費の5割以内の額とし、800万円を限度とする。
- イ 新築（防災倉庫） 工事費の5割以内の額とし、200万円を限度とする。
- ウ 建替え統合 2つ以上の自治会館等を一箇所に統合し、建て替える工事費の5割以内の額とし、1,500万円を限度とする。
- エ 増改築 工事費の5割以内の額とし、500万円を限度とする。
- オ 補修 工事費が10万円以上のものについて、工事費の5割以内の額とし、200万円を限度とする。
- カ 建物の購入 建物の購入に要する経費の5割以内の額とし、500万円を限度とする。
- キ 土地の取得 取得費（土地の売買価格）の5割以内の額とし、800万円を限度とする。

(2) 交付状況

区分	件数	補助金額
新築（自治会館）	0件	—円
新築（防災倉庫）	2件	800,000 円
建替え統合	0件	—円
増改築	0件	—円
補修	16件	7,278,000 円
建物の購入	0件	—円
土地の取得	0件	—円
計	18件	8,078,000 円

7 自治会館等建設事業資金融資及び利子補給

- (1) 融資の実行機関（市の指定する金融機関）
平塚信用金庫、湘南農業協同組合
- (2) 利子補給額 融資額に対する利子の2分の1以内の額
- (3) 融資状況
ア 新規融資件数 0件
イ 利子補給件数 1件

第2節 コミュニティづくり

地域が主体となったまちづくりを展開するため、地域内が連携しやすい環境づくりを進めている。

1 地域自治の推進

「地域自治推進事業」において、概ね小学校区のエリアで、地域で活動する様々な団体や市民等が連携し、地域が抱える課題を地域が主体となり解決する取組に対して「地域課題解決推進事業交付金」の交付や様々な地域情報を共有していくホームページ「ちいき情報局」の運営支援を行っている。また、コミュニティ活動に携わる人材の育成やそ野の拡大を目的とした「ひらつか地域づくり市民大学」の開催や、持続可能な地域活動の仕組みづくりの支援を市民活動団体と協働で行っている。

地域課題解決推進事業交付金対象事業	8事業
ちいき情報局開設数	24局（27地区）
ひらつか地域づくり市民大学	実践講座（1回）34人

2 コミュニティ活動助成備品貸し出し制度

市民とのふれあいを通じて地域社会の発展を図るため、コミュニティ活動を行う自治会、町内会や子ども会、青少年団体等に対して、コミュニティ活動助成備品を無料で貸し出している。

備品名	綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、発電機、テント、 ワイヤレスアンプ、焼きそば台、おでん鍋、焼きもの器
貸出実績	110件

3 みんなのまち情報宅配便制度

情報共有や市民参加の機会の充実に向け、市民グループが希望する場所に市職員が出向き、市の事業や施策の説明や意見交換を行っている。

実施回数	21回	参加人数	610人
------	-----	------	------

4 市民活動災害補償制度

市民活動やボランティア活動中の参加者が傷害を受けた場合や、市民活動の指導者等が損害賠償を請求された場合補償を行っている。

傷害事故件数 14 件 賠償責任事故件数 1 件

5 全国市長会市民総合賠償補償保険

市が所有、使用、管理する施設の瑕疵（欠陥）などに伴い、市に法律上の賠償責任が生ずることにより支払った賠償額に対し、保険金をてん補する「全国市長会市民総合賠償補償保険」を導入している。

賠償責任事故件数 2 件

第3節 平和推進事業

昭和60年12月20日に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、広く市民に平和の尊さ、大切さを普及啓発する事業を展開しているが、令和6年度は、恒久平和を願い、平和月間の設定、平塚空襲の体験をきく会、写真パネル展、市民平和の夕べ、市民キャンペーン、市民広島派遣、宣言文の普及など、市民団体の協力を得て次のように行った。

区 分	事 業	内 容
1 市が独自に行う事業	平和月間の設定	7月10日から8月16日までの間を平和月間と定め、平和普及展等平和関連事業を集中して実施した。
	平塚空襲の体験をきく会	市内小中学校19校で実施し、1,511人の児童生徒が参加した。 内 容：平塚空襲の体験談 講 師：江藤 巖（平塚の空襲と戦災を記録する会）
	写真パネル展	市内各施設で4回実施 ・平和普及展（7月10日～23日） ・原爆と人間展（8月1日～16日） ・核兵器廃絶平和都市宣言普及パネル展（12月11日～24日） ・平和の祈りを込めた折り鶴パネル展（4月1日～3月31日）
2 市民と共に行う事業	市民平和の夕べ	8月12日に平塚市総合公園大池付近で実施 内 容：灯ろう流し、すいとん試食、平和のキャンドル点灯、平和の折り鶴ボード製作、高校生コーラス、市民広島派遣参加児童生徒の発表等
	市民キャンペーン	平塚空襲の日市民キャンペーン、秋の市民キャンペーン（浅間祭）、冬の市民キャンペーン（公民館まつり）を5日間4会場で実施し、平和の尊さ、大切さを伝えるとともに、平和モニュメントの普及を図った。
	市民広島派遣	市民（小学校4年生から中学校3年生までの児童、生徒とその親等10組）20人を8月5日から7日まで広島市に派遣し、平和記念式典への参列、平和記念資料

2 市民と共に行う事業		館の見学及び灯ろう流しへの参加などにより平和の尊さ、大切さを体験してもらった。
	宣言文の普及	小学校6年生を対象としたリーフレットを作成し、小学校等に配布した。
3 市民団体等の事業支援		市民団体等が主催した平和行進等の平和事業を支援した。
4 全国規模事業への参加		8月6日に広島市で開催された平和記念式典に参加した。
5 生活物品、記録の収集・保管		数少なく、貴重になってきている戦時中の生活物品、記録文書等を博物館で収集・保管
6 平和映画フィルムの活用		中央図書館視聴覚ライブラリーで平和映画フィルムの貸出しや平和映画会を行った。

第4節 消費者行政

近年、詐欺的商法、住宅リフォームなどのトラブルの他、デジタル化の進展によりインターネットの利用に伴う架空請求・不当請求等の悪質商法に関する被害が増加しており、市民を取り巻く消費生活の不安は続いている。

これらに対応するため、本市では市民の安全と利益の擁護を図り、市民が安心して健全な消費生活を営むことができるよう、平成15年5月に平塚市消費生活センターを開設し、専門の相談員を配置して消費生活相談に応じるなど消費者行政の推進に取り組み、具体的には次のような事業を行っている。

1 消費生活相談

消費者問題が複雑化、多様化する中で、消費者被害の迅速な救済と未然防止を目的に消費生活センターにおいて消費生活相談を実施し、消費者の自立支援に努めた。

- (1) 相談日・時間 月～金曜日（祝日・年末・年始を除く）

午前9時30分～午後4時

- (2) 消費生活相談件数 合計 2,835件

新規相談件数 2,491件

継続相談件数 344件

- (3) 苦情相談の概要

苦情相談の上位5品目（別表1のとおり）

契約当事者年代別苦情相談上位5品目（別表2のとおり）

2 消費生活講座

消費者である市民に対して、消費生活に関する情報や知識を提供することにより、消費者被害を未然に防止するとともに自立支援を目的に開催した。

- (1) くらしの講座

「エシカル消費」、「健康食品」、「相続」をテーマに3回実施。 参加者 80人

(2) 親子消費者教室

夏休み期間中に「エシカル消費」、「おこづかい（お金の使い方）」をテーマに2回実施。

参加者 31組 65人

(3) 消費者被害未然防止出前講座

消費生活相談員が講師となり、公民館や高齢者サロン、企業等からの依頼で実施した。

27回実施、参加者 711人

3 消費者月間啓発パネル展示

消費者庁は、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を行った。

本市においても、当該月間を周知し、エシカル消費及び消費者被害未然防止のパネル展示を市庁舎本館多目的スペースで実施した。

4 みんなの消費生活展

消費者団体と連携し、暮らしに役立つ知恵や情報を実物やパネルを使ってわかりやすく展示し、来場者に消費生活に関する知識や情報を提供することを目的に開催した。来場者 310人

5 消費者被害未然防止キャンペーン

(1) TOKAI グローカルフェスタ被害未然防止キャンペーン

東海大学主催の地域向けイベントに参加し、消費者被害を防止するため、悪質商法のパネル展示及びクイズを実施した。クイズ参加者 251人

(2) 高齢者、障がい者等を対象とした集中啓発パネル展

高齢者、障がい者等の消費者被害を防止するため、悪質な訪問販売等の注意喚起のパネル展示を市庁舎本館多目的スペースで実施した。

6 広報活動

消費者啓発及び消費者被害未然防止の一層の推進を図るため、各種広報活動を実施するとともに、消費生活センターの周知に努めた。

(1) ららぽーと湘南平塚及び神奈川中央交通の路線バスのデジタルサイネージ掲示板に、消費者被害未然防止及び消費生活センターの周知広告を掲出した。

(2) SNS等に関するトラブルの啓発広告を、5月（若者向け）及び10月（高齢者向け）にローカル誌へ掲載した。

(3) 高齢者の利用が多い郵便局に、消費者被害未然防止及び消費生活センターの周知広告掲載の封筒を配架した。

(4) 悪質商法撃退シール及び県と共同発行のパンフレット「契約のきりふだ」を、高齢者学級等消費生活出前講座、消費者被害未然防止キャンペーン、消費生活展等の参加者及び自治会等希望する団体へ配付した。

(5) 悪質商法の手口を掲載した「平塚市消費生活センターからのお知らせ」をタイムリーに作

成し、民生委員児童委員、地域包括支援センター等に配付するとともに、自治会回覧を1回実施した。

- (6) デジタル化の進展や成年年齢引下げを踏まえ、「平塚市消費生活センターX(旧ツイッター)」で、悪質商法の注意喚起やエンカル消費等について109件を投稿した。

7 消費者教育の推進

- (1) 小学生向け消費者ハンドブック「ぼくもわたしも消費者」を小学校5年生全員に配付した。
- (2) 成年年齢引下げを踏まえ、県と共同発行の啓発パンフレット「契約のきりふだ(若者編)」を高校2年生、専門学校1年生及び卒業前の中学校3年生に配付した。また、消費者ホットライン番号「188」を周知するスマホクロスを自動車学校等に配付した。
- (3) はたちのつどい会場で二次元コード付の啓発物品を配付し、デジタル手法による「大人消費者してますか？」を周知した。

8 広域行政

複雑、多様化する消費者問題への対応を円滑に推進するため、3市2町消費者行政連絡協議会(平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町で構成)を組織し、消費生活に関する情報交換を共同実施した。

9 家庭用品品質表示法及び製品安全四法に基づく立入検査

「家庭用品品質表示法」、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、関係商品を取り扱う市内店舗への立入検査を実施した。

別表1 苦情相談の上位5品目

順位	品目	件数	備考
1	商品一般	301件	架空請求等商品が特定できないもの
2	工事・建築	120件	屋根・外装リフォーム工事等
3	不動産貸借	99件	賃貸物件退去時の原状回復費用等
4	給湯システム	96件	給湯器の点検・交換工事等
5	役務その他サービス	72件	パソコンセキュリティー警告等

別表2 契約当事者年代別苦情相談上位5品目

年代 順位	20歳未満 [50件]	20歳代 [163件]	30歳代 [153件]	40歳代 [229件]	50歳代 [363件]	60歳代 [315件]	70歳代 [383件]	80歳以上 [295件]
1	エステティックサービス (11件)	エステティックサービス (27件)	不動産貸借 (21件)	商品一般 (28件)	商品一般 (50件)	商品一般 (45件)	商品一般 (64件)	給湯システム (45件)
2	紳士・婦人洋服 (5件)	不動産貸借 (16件)	商品一般 (11件)	不動産貸借 (16件)	工事・建築 (15件)	工事・建築 (20件)	工事・建築 (38件)	商品一般 (38件)
3	インターネットゲーム (5件)	商品一般 (11件)	エステティックサービス (7件)	エステティックサービス (12件)	不動産貸借 (13件)	他の健康食品 (17件)	給湯システム (21件)	役務その他サービス (16件)
4	携帯電話 (2件)	役務その他サービス (8件)	レンタルサービス (6件)	インターネット接続回線 (10件)	他の健康食品 ※2 (11件)	不動産貸借 (12件)	他の健康食品 (16件)	工事・建築 (15件)
5	他の玩具・遊具 ※1 他1品目 (2件)	医療サービス 他1品目 (7件)	役務その他サービス (6件)	役務その他サービス (9件)	役務その他サービス (11件)	給湯システム (9件)	役務その他サービス (13件)	新聞 (13件)

年齢不明 273 件除く。※1・・子ども用のおもちゃなど ※2・・ダイエットサプリの定期購入など

第5節 市民相談

昭和39年度から市民相談室を設置し、市民の日常生活に関わるさまざまな問題の解決に向け、多様な相談種別を設けている。

令和6年度における実施状況は次のとおりである。

1 相談状況

種 別	相 談 日	相 談 員	相談件数
行 政 相 談	毎月 第1(月)	行 政 相 談 委 員	3
弁 護 士 相 談	毎週 (水)(木)	弁 護 士	512
司 法 書 士 相 談	毎月 第2(金)	司 法 書 士	68
測 量 ・ 境 界 相 談	偶数月 第2 (金)	土地家屋調査士	18
住宅(新築・リフォーム)相談	毎月 第3(火)	湘央建設組合員	12
市 民 生 活 相 談	月 火 水 木 金	市民生活相談員	574
行 政 書 士 相 談	毎月 第1 (火)	行 政 書 士	48
社 労 士 相 談	毎月 第2(火)	社会保険労務士	39
税 理 士 相 談	毎月 第4(金)	税 理 士	67
不 動 産 相 談	第1(金) 毎月 第3(金)	(公社)神奈川県宅地 建物取引業協会 不 動 産 鑑 定 士	77
多 重 債 務 相 談	毎月 第2(火)	認 定 司 法 書 士	32
分譲マンション 管 理 相 談	毎月 第4(月)	マンション管理士	20

※祝日及び12月29日～翌年の1月3日は除く

第6節 市民活動

多様化する市民ニーズや社会的課題に、市民が自らの意志で主体的に取り組む「市民活動」が様々な分野で芽生え、きめ細かな公共サービスの提供や社会的課題解決の新たな担い手として期待されている。

このような中、市民の積極的な参加による魅力と活力あふれる地域社会の実現を目指し、市民活動の活性化支援のための施策を展開している。

1 平塚市市民活動推進委員会

公募市民、市民活動団体関係者、学識経験者、事業者などで構成され、市民活動の推進に関して必要な事項を調査審議する。令和6年度は、ひらつか市民活動センターの事業計画に関する審議、平塚市みんなのまちづくり事例表彰の選考などを行った。

2 ひらつか市民活動センター

様々な分野の市民活動を支援する拠点として、平成15年5月1日に開設した。会議室や打ち合わせ場所、チラシなどを作成する機材、活動のための備品などを保管するロッカーやレターケースなどがある。また、平成29年度から、NPOとの協働運営を開始し自主事業を展開するほか、市民活動団体情報ファイルやホームページなどの管理運用、メールマガジン（毎月）、Facebook や YouTube（適宜）、市民活動センター情報紙「ひらつかの風」（隔月）を発行した。

(1) 自主事業

ア 講座・研修会

(ア) 市民等向け講座

開催数：7回 参加者数：116人

(イ) NPOの会計・税務相談会

参加者数：6人

イ 団体間交流・連携事業

(ア) ひらつか市民活動センターを利用するもの同士の交流会

開催数：3回 参加者数：108人

(イ) 平塚市みんなのまちづくり事例表彰式・交流会

表彰11団体

ウ 市民ボランティア育成支援事業

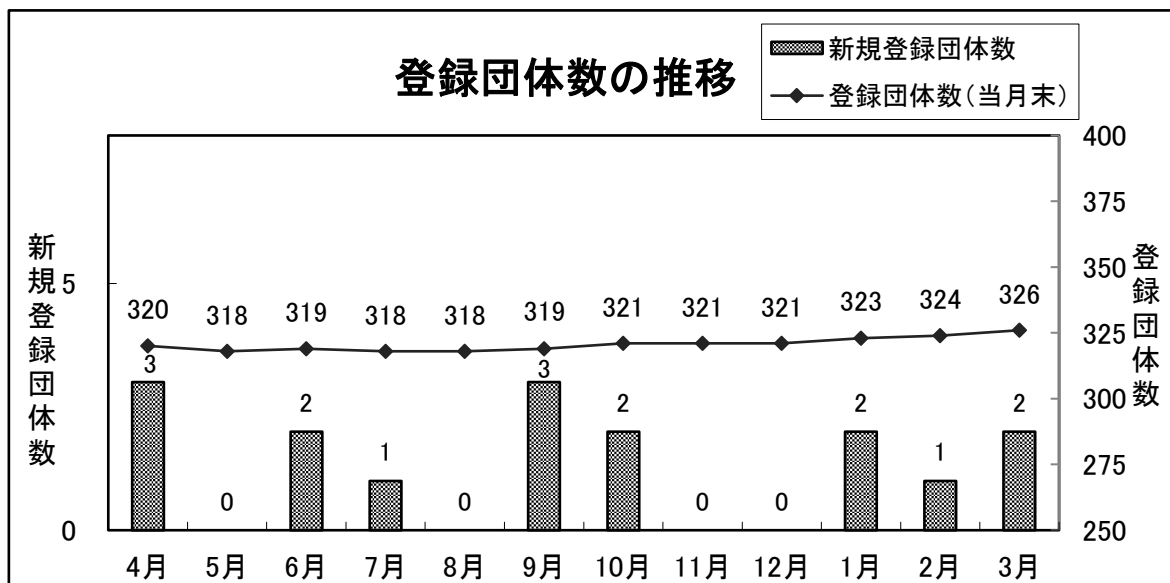
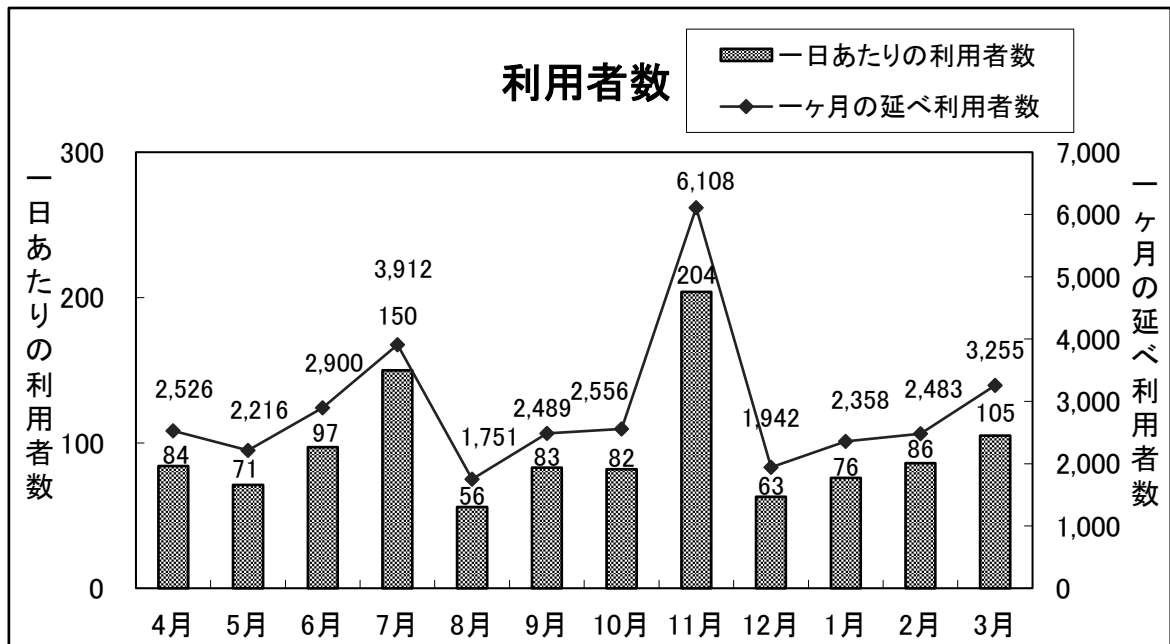
(ア) こどもわくわくフェスタ

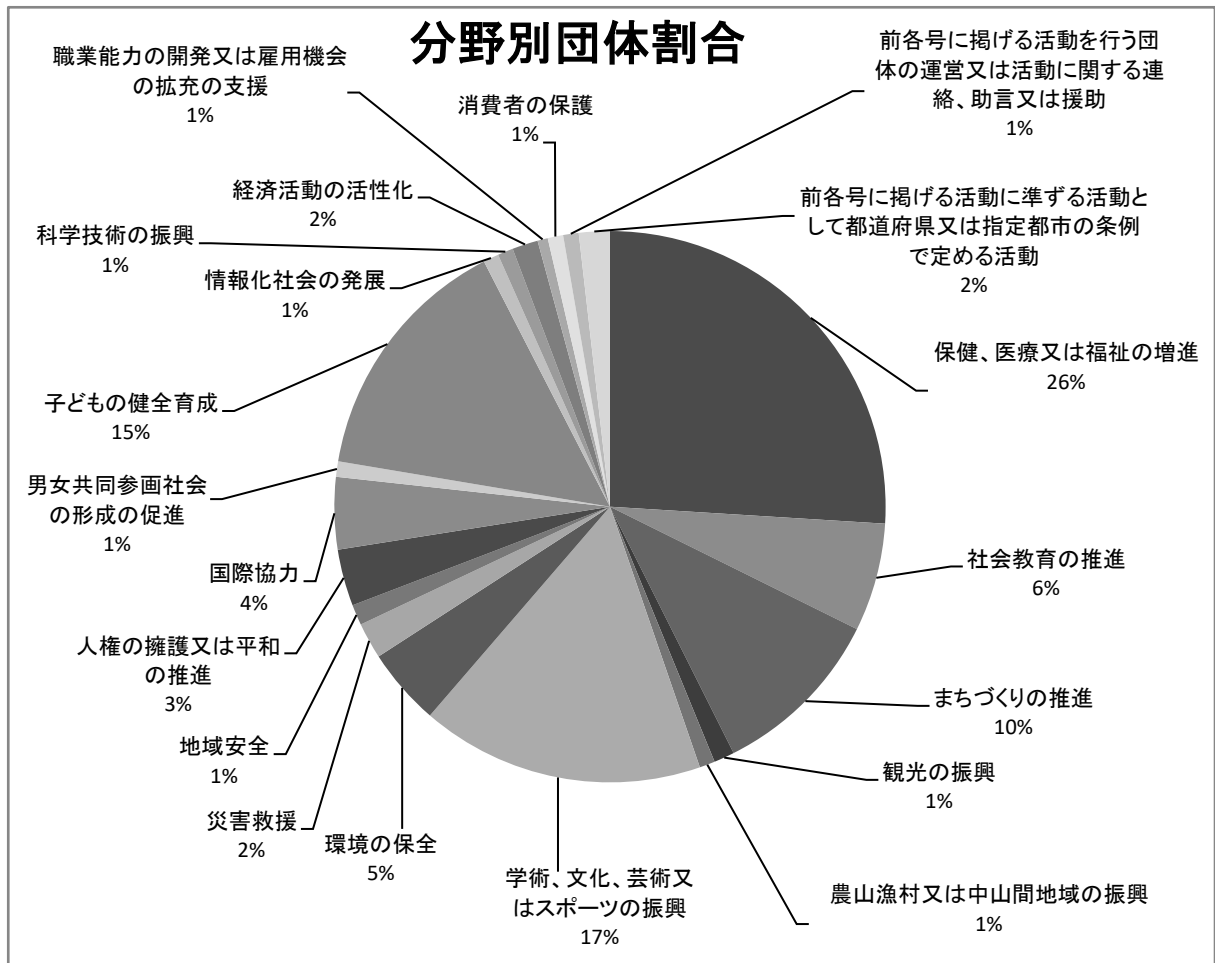
7月27日 出展団体数：18団体 参加者数：1,886人

(イ) 市民活動センターまつり

11月24日 出展団体数：54団体 参加者数：3,771人

(2) 利用者数・登録団体数の推移等





- (3) 市内に主たる事務所を有するNPO法人数
99 団体（うち、認定NPO法人は3 団体）

3 平塚市市民活動推進補助金

市民による公益的活動を補助金の交付により支援する制度であり、平成 30 年9月に創設した平塚市協働のまちづくり基金を財源とし、補助金交付事業を実施する市民活動団体及び地域活動団体に交付している。

令和6年度は、入門コース（1 団体限度額 10 万円）に5 団体、活動のさらなる発展を目指す団体を対象とした発展コース（1 団体限度額 50 万円）に3 団体、組織基盤を整備して発展させたい団体を対象とした組織基盤整備コース（1 団体限度額 20 万円）に2 団体の応募があり、書類審査及び公開審査会を経て、入門コース5 団体 46 万円、発展コース3 団体 100 万円、組織基盤整備コース2 団体 34 万円、総額 180 万円の交付を行った。

4 平塚市協働のまちづくり基金

本市のまちづくりの担い手を育成するとともに、市民活動団体、事業者等の相互の交流及び連携の促進を図り、多様な主体による協働のまちづくりを推進するために必要な長期的・安定的財源を確保するため、平成 30 年度に平塚市協働のまちづくり基金を設置した。

令和 6 年度の寄附金は 14 件、258,078 円であった。

5 提案型協働事業

市民活動団体が自らの地域や社会の課題に取り組むという意識の高まりや、公共サービスへのきめ細かい対応や地域の特色を活かしたまちづくりが求められている中で、行政と市民活動団体が、双方の特性を活かし、協働で取り組むことで、それぞれ単独では解決が困難な社会的課題や市民ニーズに対応し、より効果的な事業を期待し実施している。

第 7 節 パブリックコメント手続実施状況

市民の市政への参加の促進や、行政の説明責任による市民に開かれた市政の推進を図るため、平塚市自治基本条例に基づき、平成 19 年度からパブリックコメント手続を実施している。

実績 12 件（意見募集開始日が 4 月 1 日～3 月 31 日）

意見提出期間 延べ日数 385 日 平均 32 日

意見数 延べ件数 56 の個人及び団体から 274 意見 平均: 5 の個人及び団体から 23 意見

第3章 青少年政策

青少年課

変動する社会情勢の中で、複雑かつ多岐にわたる青少年問題に対処するため、青少年の健全育成の諸施策をねばり強く推進している。また、これらの施策を効果的に進めるため、家庭、学校、地域においても、それぞれの役割を担って活動が図られるよう働きかけている。

第1節 青少年行政の総合調整

1 青少年問題協議会

青少年対策の推進と実行を期するため、関係行政機関と団体間の連絡調整を図る強力な機関の設置が求められたことから、昭和28年に青少年問題協議会設置法（現地方青少年問題協議会法）が成立した。本市においては、昭和33年に平塚市青少年問題協議会条例を制定し、青少年問題協議会が設置された。

現在、会長1人、副会長2人、委員21人の24人で構成されている。

なお、青少年問題協議会の機能をより一層拡充するため、昭和55年度から専門部会制（青少年育成部会、青少年指導相談部会、青少年育成施設部会）を採用し、家庭、学校、地域、行政が緊密な連携の上、一体化した活動ができるよう調整審議されている。

- (1) 全体会議 2回開催（8月・3月）
- (2) 専門部会 3回開催（青少年育成部会1回・青少年育成施設部会1回、青少年指導相談部会1回）

2 平塚市青少年健全育成表彰式

青少年健全育成活動等において、優れた功績を残した者を公に明らかにし、その者や団体等の意識を高揚させると共に、活動等を更に向上させることを目的とし開催した。

- (1) 開催日 12月7日
- (2) 会 場 平塚市青少年会館集会室
- (3) 内 容
 - ・ 青少年健全育成功労者表彰
 - ・ 少年の主張作文コンクール表彰
 - ・ よい青少年をたたえる運動褒賞

第2節 青少年育成地域活動

1 青少年指導員活動

青少年指導員は、地域の青少年を健全に育成するために、昭和43年度から自治会、町内会別に青少年指導員の推薦をお願いし委嘱してきたが、平成10年度からは有害な環境から青少年を守り、青少年の健全育成に対する成人の関心を高めることを目的とした青少年環境浄化員と一本

化し、令和7年3月31日現在で303人（定数333人）を委嘱している。（あわせて県青少年指導員として県知事からの委嘱も受けている。）

(1) 青少年指導員連絡協議会の主な活動

令和6年度は理事会を5回開催した。

(2) 青少年指導員地区活動

各地区の青少年指導員が、指導員相互の情報交換、地区活動の協議決定、地区内各種団体等との連絡協調を目的とし、全28地区でそれぞれの地区活動を実施した。

2 少年の主張作文コンクール

市内在住又は在学の小学校5・6年生及び中学生を対象に作品の募集を行い、応募された1,013編の中から秀作として62編が中央審査へ寄せられた。

審査の結果、小学生の部は最優秀賞1人、優秀賞2人、優良賞3人、奨励賞4人が決定した。中学生の部は最優秀賞1人、優秀賞2人、優良賞3人、奨励賞4人が決定した。

入賞者に対する表彰は、平塚市青少年健全育成表彰式で行うとともに作品集を作成した。

第3節 青少年団体の育成

1 青少年団体の育成

(1) 中・高校生地域リーダー育成（ジュニア・リーダーズクラブ）

平塚市ジュニア・リーダーズクラブは、中学生から高校生までを対象とし、余暇を利用して自己を鍛え、仲間づくりを図るとともに、青少年関係団体活動への協力及び地域社会への参加を通じて、明るい街づくりに役立つことを目的として、昭和57年5月9日に設立された。

ア 会員数 40人

イ 活動内容 研修会及び総会の実施、市外研修への参加、ボランティア派遣

(2) 子ども会の育成補助

昭和40年度から子どもの健全な成長に不可欠な遊び仲間集団の場である子ども会の育成を図るために、子ども会育成会の運営費、事業費の一部を補助していたが、昭和58年度からは平塚市子ども会育成連絡協議会へ補助している。

ア 子ども会数 32団体

イ 会員数 1,934人

第4節 青少年育成の催事

1 子ども大会

家族ぐるみで楽しい野外活動の一日を過ごすことにより、親子の情愛を深め、心身ともに健全な子どもの成長を図り、「明るい家庭づくり」「明るい地域づくり」を推進する目的で、昭和44年度から始まった。令和6年度は全28地区で実施した。

2 はたちのつどい

20歳に達した青年男女の自覚を促し、社会に貢献のできる成人としてのスタートを激励することを目的として、1月13日の成人の日に実施した。

令和7年はたちのつどいは、2度目となる平塚文化芸術ホールを会場とし、会場にて2部制による分散開催により実施した。

- (1) 会 場 平塚文化芸術ホール
- (2) 対象人員 2,528人（男1,314人 女1,214人）
- (3) 参加者数 第1部 925人
第2部 915人

- (4) 行事内容
 - 第1部
 - ・開式のことば
 - ・市長あいさつ
 - 第2部
 - ・来賓祝辞
 - ・恩師からのビデオレター
 - ・お笑いライブ
 - ・閉式のことば
 - 同様

3 浅間祭

平塚市青少年会館の利用団体及び平塚市の青少年が相集い、世代を超えた連帯を深め、団体活動や地域活動への積極的な参加や社会の構成員としての自覚を促し、地域社会の発展に貢献することを開催趣旨としている。平成22年度からは参加団体が参加費等を負担して実施している。

- (1) 開催期間 11月9日～11月10日
- (2) 開催場所 平塚市青少年会館及び文化公園周辺
- (3) 内 容 バンド、模擬店、竹細工教室、スタンプラリー、パネル展示、ミニ列車、サークル発表

第5節 非行化防止活動の推進

青少年の非行化防止のための合同活動の拠点として、青少年課内に青少年相談室を設置した。青少年相談室では、家庭、学校、地域、行政の連携により、次の諸活動を実施した。

1 青少年相談、継続指導

青少年やその家族等が抱えているさまざまな悩みについて相談者と一緒に考え、問題解決を目指している。相談の内容によっては専門機関の情報を案内するほか、関係機関との連絡協議も行っている。

【相談件数】

() 内は女子で内数

相談形態	来室相談	電話相談	合計
相談件数	18件 (12件)	115件 (57件)	133件 (69件)

2 ヤングテレホン相談、ヤングメール相談

悩みの多い子どもたちのために「ひとりで悩まず相談を」を合言葉に、子ども・若者本人からのホットラインとしてヤングテレホンを開設している。また、手紙やメールによる相談も行っている。

令和6年10月に家族（保護者）からのメール相談を開始し、子ども・若者だけでなく保護者にとっても時間や場所を気にせず相談できるようにした。

(1) 開設日数 251 日

(2) 学職別件数 () 内は女子で内数

学職別相談件数	小学生	中学生	高校生	その他 (有職、無職等)	合計
ヤングテレホン相談	11 (3) 件	2 (0) 件	29 (2) 件	58 (2) 件	100 (7) 件
ヤングメール相談	20 (1) 件	19 (7) 件	2 (1) 件	0 (0) 件	41 (9) 件

3 愛護指導活動

青少年の問題行動の早期発見・指導は、非行化防止活動上、重要な施策のひとつであるため、青少年補導員 42 人が中心となり、季節に応じた実施計画に基づき、繁華街のみならず学校周辺地域まで広範囲にわたり、子どもたちの下校時間を中心に実施した。

() 内は女子で内数

実施回数	愛 護 指 導 件 数	愛護指導に従事した 青少年補導員及び職員等
434 回	857 件 (206 件)	延べ 1,208 人

(特別愛護指導分を含む)

また、中学校区の青少年補導員が自主的に企画して地域の関係団体と実施する「中学校区強化愛護指導」を15中学校区で計18回実施した。

4 特別愛護指導

子どもたちの問題行動が生じやすい七夕や年末等の期間中は、各種青少年関係団体の協力のもとパトロールを実施した。

(1) 七夕まつり

7月5日～7日の3日間、延べ63人が従事し、愛護指導件数は41件(内 女子6件)であった。

(2) 湘南ひらつか花火大会パトロール

8月23日花火大会会場周辺を18人で実施した。

(3) 年末愛のパトロール

12月12日、13日の2日間、繁華街及び公園を中心に延べ18人で実施した。

(4) 少年補導員との合同パトロール

5月24日、1月24日の計2回、市内たまり場を神奈川県警察平塚警察署員や同少年補導員等と延べ30人で合同パトロールを実施した。

5 青少年の非行防止に関する強調月間啓発事業

こども家庭庁が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び、法務省が主唱する「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間」(7月)において、青少年の健全育成及び非行防止を市民各層に幅広く訴えるため、関係団体の協力のもとに、社会を明るくする運動啓発活動を実施した。

行事名	実施日及び参加者数 (職員含む)	備考
平塚駅前での街頭 キャンペーン	7月25日 44人	駅前周辺で通行人に啓発物品を配布して運動の趣旨を呼びかけ、理解と協力を求めた。
ベルマーレ試合に おける啓発活動	8月7日 69人	試合前に啓発物品を配布。また、ハーフタイムに横断幕とのぼりを持ってグラウンドを回り、啓発を行った。

6 児童生徒にかかる指導連絡会

学校、警察、教育委員会、平塚児童相談所、保護司会等と密接な連絡をとりながら、青少年非行化防止と再非行化防止活動に努めた。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 小・中学校児童生徒指導担当者会 | 年4回 |
| (2) 学 校 警 察 連 絡 協 議 会 | 年4回 |
| (3) 平 塚 地 区 保 護 司 会 研 修 会 | 年9回 |
| (4) 関 係 機 関 と の 連 絡 協 議 | 随 時 |

7 広報・講演活動

青少年相談室のPRチラシ、カード、ポスターを作成し、公民館等公共施設及び小・中・高等学校へ配布した。令和元年度からSNSアカウントを開設し、X(旧Twitter)により青少年相談室のPRを行っている。

8 社会を明るくする運動推進委員会への活動助成

「犯罪・非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深める」を重点目標に、法務省の主唱で「社会を明るくする運動」が展開された。本市においては年間を通じ、地区社会福祉協議会・保護司会等16団体からなる「平塚市社会を明るくする運動推進委員会」が中心となり、その運動を全域に展開するため、地域ごとに各種団体の協力を得て、地域に根ざした効率的な啓発キャンペーンとして映画会や講演会、異年齢交流イベント等を実施し、延べ3,715人の市民が参加した。この活動を支援するため、行事費の一部を補助し、事業の円滑化を図った。

9 平塚地区保護司会・平塚地区更生保護女性会への活動支援

保護司法第17条の協力規定に基づき、保護司の資質向上を図るとともに、青少年の非行化防止活動を推進している平塚地区保護司会の活動に協力し、運営費の一部を補助した。また、同様に更生保護事業を実施している平塚地区更生保護女性会の活動に協力した。

10 NPO法人の不登校・ひきこもり改善事業への活動支援

不登校・ひきこもり対策として、NPO法人ぜんしんが実施する不登校・ひきこもり改善事業の

活動を支援した。NPO法人ぜんしんが実施する不登校・ひきこもり改善事業においては、「不登校・ひきこもり改善・自立に向けた居場所づくり」を3回開催し、不登校・ひきこもり当事者親子が自立に向かうための支援を行った。

第6節 青少年会館

青少年会館を青少年の交流と活動の拠点施設と位置づけ、青少年諸団体の主体的な活動による「自立と連帯」の意識の高揚を図るとともに、スポーツ、レクリエーション、文化、ボランティア活動により、青少年育成の推進及び指導者育成を行った。

1 自主事業

教室名	期 間	参加人数 (延べ)
親子陶芸教室	7月20日・8月3日 全2回	40人 (78人)

2 利用状況

(単位 人)

開館日数	小学生	中学生	高校生	大学生 受験生	勤 労 青少年	指導者	その他	計
307日	8,249	2,577	2,867	1,341	2,297	2,107	28,849	48,287

第7節 びわ青少年の家

恵まれた自然環境の中で、青少年が集団活動を通じて、自主性、創造性、協調性の芽を伸ばすことを目的として、昭和56年7月1日に開設された宿泊研修施設である。

1 利用状況

開所日数	利用団体数			団 体 種 別 利 用 数										利 用 実 人 数		
	日 帰 り	宿 泊	計	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	大 学 他	青 少 年	主 催 事 業	行 政	指 導 者	一 般 団 体	計	男	女	計
305	57	23	80	3	1	0	13	32	15	11	0	5	80	1,625	1,595	3,220

2 自主事業

No	事業名	開催日	参加者数
1	森の深緑祭	6月9日	会員30人 家族62人 スタッフ15人
2	サマーデイキャンプ	7月27日	会員29人 スタッフ12人
3	森の収穫祭	10月20日	会員30人 家族63人 スタッフ14人

4	森の歳末祭	12月8日	会員24人 スタッフ17人
5	びわっ子クラブ (上記1～4含む)	年9回	会員251人 家族221人 スタッフ116人
6	オートデイキャンプと バウムクーヘン作り	4月6・7日	2日間合計 12グループ49人
7	セルフBBQと五平餅作り	5月25・26日	2日間合計 12グループ56人
8	セルフBBQと ペットボトルでパン作り	8月11日	7グループ51人

第8節 子どもの家

子どもたちが健やかに成長するために、地域で異年齢の子どもたちが、遊びを通して、より多くの友達と出会うことにより、豊かな体験と連帯感を身につけ、自主性と創造性をはぐくむ場として、子どもの家を設置した。

1 開館日数 343日

2 各館の利用状況

(単位 人)

	青少年育成者	幼児	小学生	中学生	計	自主事業
横内子どもの家	1,443	1,412	11,420	537	14,812	あそびの広場 クリスマスコンサート
山城子どもの家	2,954	2,589	14,931	1,843	22,317	科学マジックショー あそびの広場
みなと子どもの家	2,086	1,832	7,809	345	12,072	科学マジックショー あそびの広場
大野子どもの家	2,093	2,237	9,715	902	14,947	科学マジックショー あそびの広場

第9節 青少年広場

昭和41年度から、青少年の野外におけるレクリエーション、余暇活動を促すため、正規な公園、広場が設置されるまでの暫定施設として、青少年広場を設置している。用地は無償で貸し付けを受けている。

【広場設置状況】

12箇所／15,093.14㎡

第10節 青少年国際交流事業

1 青少年海外派遣事業

国際青年の年（1985年）記念事業の一環として、市内の青少年を海外に派遣し、青少年、教育、文化等、諸事情の調査視察や現地青少年との交歓交流等を通して、国際的視野を広め、その成果を市内青少年活動の指導推進に役立てる目的で実施した。

なお、派遣団員への応募は32人で、選考委員会によるグループワーク審査・面接審査により、10人の団員を決定した。

- (1) 日 程 7月26日～8月5日
- (2) 派遣国 アメリカ合衆国
- (3) 訪問地 ローレンス市（姉妹都市）及びカンザスシティ、トピーカ
- (4) 派遣人数 団員（中高生）10人、引率者（青少年課職員2人、ヒコーキ雲の会員【海外派遣団OBOG】会員1人）

2 ローレンス市青少年受入事業

平成2年9月21日に締結されたアメリカ合衆国カンザス州ローレンス市との姉妹都市提携に基づき、両市青少年の交流を図り、青少年の国際的な視野を広めることを目的として、平塚市青少年国際交流事業実行委員会に委託し、実施した。

- (1) 日 程 6月28日～7月7日
- (2) 受入人数 生徒9人、引率者2人
- (3) ホームステイ 6月28日～7月7日 9泊10日

第11節 放課後児童健全育成事業

1 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に地域の積極的な協力を得て、遊びや生活を通し、その健全な育成を図ることを目的としている。

事業運営は、各放課後児童クラブへ委託している。

- (1) クラブ数（令和6年4月1日現在）

年度	クラブ数
5	57
6	59

- (2) 利用児童数（令和6年4月1日現在）

年度	利用児童数（人）
5	2,308
6	2,375

第4章 文化行政

文化・交流課

第1節 文化振興

文化行政の目的は、風土や歴史のなかで培われてきた生活の知恵を受け継ぎ、激しく変化する社会のなかで、人と人とのあたたかいコミュニケーションや、生活空間にゆとりと潤いがあるような地域社会をつくり出すことである。そのために次のような施策を講じている。

1 平塚市文化芸術振興計画（令和4年度～令和10年度）

令和4年に策定した平塚市文化芸術振興計画に基づき、より魅力ある「ひらつか文化」の継承・発展・創造を目指して、本市の文化芸術施策を進めた。

令和6年度に実施した「文化芸術に関する市民アンケート調査」の結果等を踏まえ、中間の見直しを実施し、令和7年2月に「平塚市文化芸術振興計画（中間見直し）」を策定した。

2 文化啓発事業

本市文化の向上及び振興を図るため、（公財）平塚市まちづくり財団に補助金等を交付し、当該財団を事業主体として次の事業を行った。

（1）普及振興事業 （2）湘南ひらつか囲碁文化振興事業

3 平塚市文化振興基金

活発な市民文化活動を展開し、市民文化の振興を図るために必要な長期的・安定的財源を確保するため、平成6年度に平塚市文化振興基金を設置した。

令和6年度の寄附金は4件112,022円で、累計445件70,800,878円であった。また、一部を活用し、市内小学校6校にプロの演奏家を派遣し、身近に優れた音楽に触れる機会を提供する小学校アウトリーチ事業を実施した。

4 文化情報誌「たわわ」の発行

魅力あふれる、多様な市民文化情報の収集と発信を目的に、市内公共施設等に配布している。年3回（6月、10月、2月）、各号4,200部発行した。

5 平塚市文化振興懇話会

平塚市文化振興懇話会は、平成25年4月に設置し、平塚市文化芸術振興計画に掲げる施策について広く意見を聴取し、今後の取り組みに反映されることを目的に、必要に応じて開催する。構成員は、学識経験者、経済関係者、教育関係者、文化団体関係者の7人である。令和6年度は3回開催した。

第2節 平塚文化芸術ホール

平成30年12月末をもって閉館した市民センターに替わり、令和4年3月26日に平塚文化芸術ホールが開館した。ホールでは、舞台芸術の鑑賞、文化団体の活動発表や大会・式典・講演会・練習などに活用されるとともに、文化芸術の鑑賞・体験機会を提供し、周辺を含めた賑わいの創出と地域文化の向上に貢献している。

令和4年3月から平塚文化芸術ホール及び見附台公園の維持管理運営業務について、指定管理者制度を導入するとともに、ネーミングライツを導入し、愛称が「ひらしん平塚文化芸術ホール」となっている。

1 利用状況

(1)利用可能日数、利用日及び利用率

区 分	利用可能日数	利用日数	利用率
大ホール	322日	200日	62.1%
多目的ホール	330日	222日	67.3%
大会議室A	347日	269日	77.5%
大会議室B	347日	252日	72.6%
小会議室	347日	251日	72.3%
和 室	347日	127日	36.6%
大練習室	347日	321日	92.5%
小練習室1	347日	216日	62.2%
小練習室2	347日	276日	79.5%
文化芸術支援室	347日	114日	32.9%

(2)ホール利用内容別件数

ア 大ホール利用内容別件数

(単位 件)

区 分	邦 楽	クラシック	ポピュラー	民 謡	詩 吟	日 舞
件 数	3	37	3	0	0	0
洋 舞	演 劇	映 画	演 芸	講 習	研 修	式 典
19	4	0	3	3	1	8
大 会	講演会	説明会	音楽 発表会	準備・ リハサル	その他	計
2	4	8	26	28	67	216

イ 多目的ホール利用内容別件数

(単位 件)

区 分	邦 楽	クラシック	ポピュラー	民 謡	詩 吟	日 舞
件 数	0	31	4	0	0	1
洋 舞	演 劇	映 画	演 芸	講 習	研 修	式 典
13	1	0	2	9	6	6
大 会	講演会	説明会	音楽 発表会	準備・ リハサル	その他	計
3	14	1	32	46	100	269

(3)利用延人数

(単位 人)

区 分	大ホール	多目的 ホール	大会議室A	大会議室B	小会議室	和室
人 数	88,673	27,094	4,041	3,642	3,185	887
大練習室	小練習室 1	小練習室 2	文化芸術 支援室	大楽屋	中楽屋	小楽屋 1
8,447	645	858	1,543	3,086	1,828	488
小楽屋 2	小楽屋 3	計				
419	394	145,230				

2 事業実績

(1) 公演事業

音楽、演劇、バレエ、芸能などの公演を開催した。

13 事業 参加 11,529 人

(2) オープンハウス・オープンライブ

鑑賞しやすい自由に参加できるオープンハウス、オープンライブを開催した。

19 事業 参加 2,179 人

(3) ワークショップ

実演芸術に関するワークショップを開催した。

6 事業 参加 287 人

(4) 賑わい創出事業

見附台公園やエントランス、キッズルームを使用し、まちの賑わいを創出する事業を開催した。

25 事業 参加 10,152 人

第5章 交流親善

文化・交流課

第1節 国際交流

市民の国際感覚と国際意識の高揚を図るため、平成2年9月21日に国際姉妹都市として提携したアメリカ合衆国カンザス州ローレンス市をはじめ、諸外国の人々との相互理解と友好親善を深めている。

平成6年4月15日には、市民主体の交流活動を推進することを目的に平塚市国際交流協会が設立され、これを中心として多くの市民が国際交流を推進するためのボランティア活動を行っている。また、平成10年4月には、平塚市民と市内在住の外国籍市民に対する情報の提供や、ともに暮らしやすい地域社会づくりに寄与することを目的として、松原分庁舎に平塚市国際交流協会の活動拠点として専用ルームを開設した。

なお、国際交流活動の一部は、平塚市国際交流協会に委託して実施しており、市民の手による国際交流が行われている。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン相手国であるリトアニア共和国との大会後の交流として、主に同国カウナス市とオンラインを活用した事業等を実施し、友好関係を深めた。

令和5年1月24日には、カウナス市との交流を推進する市民組織として平塚・カウナス交流推進委員会が設立された。

そして、これまでの交流経過から、令和5年11月25日にカウナス市長と平塚市長出席のもと、姉妹都市提携を行った。

1 ローレンス市との姉妹都市交流

(1) ローレンス市との交流事業

ア ローレンス市青少年との市民交流会

7月1日 ローレンス市 11人

イ ローレンス市紹介写真展

10月27日

(2) ホームステイ推進事業

ア カンザス大学生ホームステイ受入れ

中止

イ カンザス大学生と市民との交流

5月19日、23日 カンザス大学 15人

2 カウナス市との姉妹都市交流

(1) カウナス市との交流事業

- ア 「ジャパンデイズ」開催に伴うカウナス市訪問
5月7日～11日
- イ パネムネ小学校と港小学校によるオンライン交流
11月7日、3月6日（計2回）
- ウ カウナス工科大学フォークダンスグループ「ネムナス」受入れ
10月16日 41人
- エ カウナス市公式訪問団受入れ
10月22日～26日 5人
- オ カウナス市教育訪問団受入れ
1月28日～2月1日 9人
- カ ヨナス・ペトラス・ヴィレイシス学校と土沢中学校によるパートナーシップ宣言セレモニー
1月30日 約200人
- (2)「カウナスウィーク 2024」の開催
10月16日～25日 1,468人

3 国際交流員の活用

市民の国際感覚と国際意識を高めるため、リトアニアから、国際交流員を任用し、市内小中学校や市民団体主催の講演会等の場で、同国の文化や歴史等を市民に紹介した。

第2節 多文化共生

言葉や文化が異なる外国籍市民が安心して暮らせるよう、外国籍市民相談窓口において17言語で対応する等、多言語により生活にかかる情報の提供や相談等を行った。

なお、日本語教室及び多文化共生事業の一部は、平塚市国際交流協会に委託して実施しており、市民による多文化共生が推進されている。

1 外国籍市民相談窓口（一元的相談窓口）

令和2年2月からは、外国籍市民相談窓口を一元的相談窓口として拡充した。新たにテレビ通訳システムを導入し、17言語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、フランス語、ネパール語、ロシア語、ヒンディー語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語、ウクライナ語、マレー語）で月曜日から金曜日まで（祝日は除く）日本語を母語としない方への対応が可能となった。

（単位 人）

対応方法	通訳者	テレビ通訳システム	やさしい日本語 又は英語 （職員）	合計
相談者数	144	216	768	1,128

※「通訳者」はスペイン語（火曜日）、ポルトガル語（第1・第3水曜日）で対応した人数

2 行政・生活情報提供

外国籍市民が暮らしやすい環境を整えるため、外国語による市民生活ガイドブックを7言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、カンボジア語)で発行し、行政情報や生活情報を提供している。また、日本語があまり理解できないことにより、日常生活に支障をきたしている外国籍市民への支援のため、配布文書の翻訳や通訳者の派遣により、外国籍市民にとって理解しやすい情報を提供する通訳・翻訳等ボランティアバンクシステムを運用している。

3 出入国管理・在留資格相談

毎月第4火曜日(祝日の場合は翌日の水曜日)に、市民等が東京出入国在留管理局横浜支局の職員へ在留資格や在留カード等について相談できる出入国管理・在留資格相談を実施し、合計で17人の相談者があった。

4 日本語教室開設

平塚市国際交流協会に委託し、日本語ボランティアによる外国籍市民のための日本語教室を5教室開設したほか、日本語ボランティア研修講座を実施した。

5 国際交流イベント開催

国際理解を深め、外国籍市民との共生を促進するため、平塚市民と在住外国人との交流の場となるイベントを開催している。

「国際交流フェスティバル」(平塚市総合公園野外ステージ・平塚のはらっぱ)

10月27日 来場者数1,500人

第3節 友好都市

平塚市市制50周年を記念して、昭和57年に岐阜県高山市、岩手県花巻市、静岡県天城湯ヶ島(現：伊豆市)と友好都市及び市民休養の郷の提携盟約を結んだ。

岐阜県高山市とは、昭和57年10月22日に友好都市提携の盟約を結び、平成17年2月1日に丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村との合併後も、友好都市提携は継続されている。

岩手県花巻市とは、昭和57年4月27日に平塚市民休養の郷として締結したが、同市の市制30周年を記念して、昭和59年4月27日に友好都市提携の盟約を結んだ。花巻市は、平成18年1月1日に石鳥谷町、大迫町、東和町と合併し、あらためて平成18年4月6日に友好都市提携の盟約を結んだ。

静岡県天城湯ヶ島町(現：伊豆市)とは、昭和57年4月12日に平塚市民休養の郷として提携した。平成16年4月1日に修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町が合併し、伊豆市となった後

も、市民休養の郷の提携は継続された。その後、平塚市市制 80 周年、市民休養の郷提携 30 周年を機に、平成 25 年 2 月 6 日に友好都市提携の盟約を結んだ。

平塚市民が他都市の住民と、文化、スポーツ、教育、産業などの各分野を通じて交流し、相互理解と友好親善を推進することを目的として設置された平塚市都市提携委員会（昭和 57 年 11 月 16 日設置）では、自然体験等を通じた青少年交流をはじめ、物産観光展や郷土芸能披露等の開催、友好都市への市民ツアーの相互派遣など、産業・文化・スポーツ等の幅広い交流事業の実施に努めている。

1 主な市民交流・友好都市等紹介事業

(1) 市民交流事業

- ア 湘南ひらつか七夕まつり花巻市民ツアー（友好都市提携 40 周年記念式典）受入れ
7 月 6 日 39 人
- イ 友好都市こどもマリン交流（平塚市、高山市、花巻市、伊豆市の小学校 5・6 年生が交流）
7 月 31 日～8 月 2 日 29 人
- ウ 友好都市少年少女自然体験交流事業（平塚市の小学校 5・6 年生が花巻市訪問）
8 月 7 日～9 日 16 人
- エ 高山市民ツアー受入れ
11 月 27 日 38 人
- オ 平塚市市内駅伝競走大会への伊豆市チーム受入れ
1 月 12 日 8 人
- カ 伊豆市駅伝大会への平塚市 1 チームを派遣
1 月 19 日 6 人
- キ 花巻市友好都市提携 40 周年記念市民ツアー（平塚市民が花巻市訪問）
2 月 1 日～2 日 13 人
- ク わんこそば全日本大会食士派遣（平塚市代表チームを派遣）
2 月 11 日 3 人

(2) 友好都市等紹介事業

- ア 湘南ひらつか七夕まつり友好都市七夕飾りの掲出
7 月 5 日～7 日
- イ 湘南ひらつか七夕まつり郷土芸能披露
7 月 7 日 出演者：高山市 9 人、花巻市 13 人、伊豆市 25 人
- ウ ひらつか友好都市うまいもんフェア ～高山市・花巻市・伊豆市～ 市内スーパーにて開催
11 月 5 日～10 日 来場者数 75,800 人

(3) その他（各種イベント・交流事業への相互参加）

- ア 伊豆市の魅力紹介展（主催：伊豆市）
9 月 30 日～10 月 4 日 来場者数 100 人
- イ 第 40 回花巻の物産と観光展（主催：花巻観光協会）

2月21日～24日 出店者数9店、来場者数7,587人

ウ 平塚市都市提携委員会情報誌「高花平伊(Hi!Happy)」の発行 (6月、9月、12月、3月)

第6章 人権・男女共同参画

人権・男女共同参画課

第1節 人権

人権を大切にする心を育て、市民一人一人が人権を尊重し合い、人権が保障された自由で平等な心が通う明るい社会づくりを進めるため、人権に対する意識啓発や人権相談事業を実施した。

1 人権週間事業

(1) 人権講演会

期 日 12月2日～12月27日 オンラインによる動画配信（YouTube）
内 容 「犯罪被害者の声を聴く～犯罪被害者に必要な支援とは～」
講 師 NPO法人 交通事故後遺障害者家族の会理事 竹島 康美 氏
視聴回数 397回

(2) 人権メッセージ展

期 日 11月29日～12月5日
会 場 ららぽーと湘南平塚
内 容 中学生が書いた人権メッセージなどや人権関係資料を展示

(3) 特設人権相談

期 日 12月17日
会 場 市役所本館会議室
内 容 人権問題に関すること、日常生活の心配事に関する相談等

(4) 人権街頭キャンペーン

期 日 12月16日
場 所 平塚駅北口広場
内 容 人権啓発物品を配布

2 人権啓発事業

(1) 参加型の人権啓発活動

来場者に、人権について普段から考えていることをハート型の付箋に記入しポスターに貼ってもらうことで、人権をより身近に感じる機会を作った。

期 日 9月7日、1月11日
会 場 ららぽーと湘南平塚

(2) セクシュアルマイノリティ（LGBT）パネル展

期 日 4月10日～21日、8月30日～9月9日、1月11日～20日
会 場 中央図書館1階ロビー（4月開催分）、ららぽーと湘南平塚（8月、1月開催分）
内 容 セクシュアルマイノリティ（LGBT）や平塚市パートナーシップ宣誓制度についての説明文、当事者等の声をまとめた資料を展示

(3) 犯罪被害者等支援に関する啓発

ア 講演会

期 日 2月1日～2月28日 オンラインによる動画配信 (YouTube)

内 容 「犯罪被害者の声を聴く～犯罪被害者に必要な支援とは～」

講 師 NPO法人 交通事故後遺障害者家族の会理事 竹島 康美 氏

視聴回数 154回

イ パネル展

期 日 2月26日～3月11日

会 場 ららぽーと湘南平塚

内 容 犯罪被害者が直面する問題や二次被害、犯罪被害者等支援等に関するパネルを展示

(4) 神奈川県との共催事業

神奈川県ゆかりの特定失踪者のパネル展示

期 日 8月23日～9月3日

会 場 中央図書館1階ロビー

内 容 神奈川県ゆかりの特定失踪者と拉致問題に関する啓発資料を展示

3 平塚市パートナーシップ宣誓制度

平塚市パートナーシップ宣誓制度は、セクシュアルマイノリティや事実婚のカップルなど同性・異性を問わずパートナーシップのある2人が、互いに人生のパートナーであることを宣誓し、市長がその事実を公的に証するもの。令和4年4月1日から制度を開始し、これまで延べ14組が宣誓した。

第2節 男女共同参画

誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現に向けて、「ひらつか男女共同参画プラン 2024」を推進した。

1 啓発等事業

誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現のために、様々な分野における女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進、女性に対する暴力防止・人権尊重等の啓発事業を実施した。また、市民企画、市民参画による啓発事業も実施した。

(1) 男女共同参画週間及び男女共同参画推進登録団体活動紹介パネル展示

期 日 6月19日～30日

会 場 中央図書館1階ロビー

内 容 男女共同参画週間の関連資料及びポスター、男女共同参画推進登録団体の活動資料等を展示、チラシを配架

(2) 男女共同参画推進登録団体との共催事業

ジェンダー平等意識の啓発や女性の問題等に関する市民の積極的な取組を促進するた男

女共同参画推進登録団体が開催する展示、講演会等の啓発事業を共催した。

ア 展示（共催 平塚友の会）

期 日 11月14日
会 場 ひらつか市民活動センター会議室
内 容 家事家計講習会「元気に楽しくせいかつ展」
説明者 平塚友の会会員

イ 講演会（共催 一般財団法人平塚YWCA）

期 日 3月22日
会 場 平塚YWCA会館
内 容 「困難を抱える女性たちとともに～女性支援を考える～」
講 師 お茶の水女子大学名誉教授 戒能 民江 氏

ウ 展示（共催 平塚人物史研究会）

期 日 3月22日～5月18日
会 場 博物館特別展示室前
内 容 「2024年度春期特別展～近代ひらつかの女性たち～」
※主催は博物館と団体で、関連展示として「ジェンダー平等のあゆみ」を掲出

(3) 女性に対する暴力をなくす運動啓発展示

期 日 11月9日～11月24日
会 場 中央図書館1階ロビー
内 容 DV、セクハラ、犯罪被害者等支援の啓発資料を展示

(4) 市内企業・事業所に対する男女共同参画推進事業

ア パネル展

期 日 9月10日～9月18日
会 場 ららぽーと湘南平塚
内 容 イクボス宣言登録企業や本市のワーク・ライフ・バランス推進に関する資料等を展示

イ 講演会

期 日 11月8日～12月6日 オンラインによる動画配信（YouTube）
内 容 令和6年度平塚市イクボスプロジェクト
「仕事と育児・介護の両立支援～明日から仕事を見直すチャンス！～」
講 師 セントワークス株式会社
ワーク・ライフバランスコンサルタント 一之瀬 幸生 氏
申込件数 65件

(5) 中学生向けデートDV防止講座

内 容 デートDVの内容、発生要因、仕組みなどについて講義、恋人同士の会話を題材にしたロールプレイ
講 師 アウェア・デートDV防止プログラムファシリテーター

実施校等 江陽中学校、浜岳中学校、旭陵中学校の3年生、太洋中学校、神田中学校
2年生

(6) 20歳となる青年への啓発

期 日 1月13日

会 場 平塚文化芸術ホール

内 容 「はたちのつどい」会場にて、本市男女共同参画のホームページアドレスの2次元コード付き啓発物品を配布

2 女性相談事業

- (1) どこに相談したらよいかわからないことなど、女性からの様々な相談に対応するため、女性相談員による「女性のための相談窓口」を設置している。

相談件数

電話相談	来室相談	合 計
271	350	621

※毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時30分から午後4時まで開設

- (2) 女性のための無料法律相談会

期 日 6月24日、1月27日

会 場 市役所本館会議室

内 容 女性弁護士による夫婦関係にまつわる無料法律相談

相談者 計14人

第7章 危機管理・災害対策

危機管理課、災害対策課

第1節 平塚市国民保護計画

複雑化する国際情勢や国際的なテロ活動の活発化を受け、平成15年6月に武力攻撃事態対処法（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）、平成16年6月に国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が成立した。

国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は、国民保護計画を作成することが義務付けられた。この計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・県・他の市町村関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものである。本市では、「平塚市国民保護計画」を平成19年4月に公表した。直近では、令和元年12月に国の「国民の保護に関する基本指針」、神奈川県「神奈川県国民保護計画」の変更に基づき、「平塚市国民保護計画」の変更を行った。

第2節 平塚市国土強靱化地域計画

国土強靱化とは、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするもので、国は平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を施行し、神奈川県においても、「神奈川県国土強靱化地域計画」を平成29年3月に策定した。

これを踏まえ、本市では自然災害に対する脆弱性を改めて見つめ直し、市域の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるだけでなく、国・神奈川県全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であるとの認識のもと、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として、令和4年2月に「平塚市国土強靱化地域計画」を策定した。

第3節 平塚市地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき平塚市地域防災計画を策定し、災害への事前対策や応急対策等、防災対策の基本的な指針を定めている。

国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画の見直しや、近年、国内で発生した自然災害への対応等を踏まえ、本市の防災・減災対策の実効性を高める各種施策の充実・強化を図るため必要な修正を行い、令和7年3月に平塚市防災会議で承認を受けた。

第4節 防災行政無線放送

市内 124 か所に屋外拡声器があり（無線 123、有線 1）、災害時の緊急放送をはじめ、行方不明者の捜索など、緊急を要する内容を放送している。親局を市庁舎本館（浅間町 9-1）無線機械室に設置しており、平成 23 年度には、全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用を開始した。

災害情報は、防災行政無線、緊急速報メール、ほっとメールひらつか、ウェブサイト、X（旧 Twitter）、LINE、テレフォンガイドといった多様な手段により情報配信をしている。

令和 6 年度は、防災行政無線を補完する受信手段として、屋内で防災行政無線の放送内容を聞くことができる防災ラジオを希望する市民等へ有償配付し、災害時の情報伝達体制を強化した。

○親局	親局（送信出力 5W）
○中継局	1 か所（親局向け 1W）（子局向け 0.5W）
○屋外拡声器	124 か所（拡声出力 120W～360W）
○愛の鐘	防災行政無線機器の動作確認のため、1 日に 1 回試験放送を実施している。 （4～9 月は午後 5 時 30 分、10～3 月は午後 4 時 30 分に「夕焼け小焼け」を放送。）

第5節 地震対策

本市は、国が指定する首都直下地震緊急対策区域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に含まれているとともに、県からも被害想定調査に基づく本市域に係る被害想定が示されている。

本市の地震防災対策は、これらの被害想定に加え、「東日本大震災」及び「平成 28 年熊本地震」等の教訓を踏まえ、地域住民に対して防災意識の普及・啓発や減災対策に努めてきた。

今後も引き続き、自助・共助・公助の密接な連携のもと地震防災対策の強化を推進していく。

＜主要事業＞

- (1) 津波対策訓練を令和 6 年 12 月に実施し、港地区を対象に、避難経路と避難時間確認のための避難訓練と、その後の長期避難生活に向けた避難所開設訓練を行い、計 102 人が参加した。
- (2) 平塚市防災講演会を令和 7 年 1 月に実施した。「わくわくさん」でお馴染みの久保田雅人氏を講師として、「身近なものを使って防災グッズを作ろう」をテーマに参加体験型の講演会を行い、小学生とその保護者の計 84 人が参加した。
- (3) 防災に関する情報を広く周知するため、令和 2 年 7 月に災害対策課公式 YouTube チャンネル「防災ひらつか」を開設し、計 279,717 回の視聴があった。
- (4) 平塚市全域を対象とした感震ブレーカー設置推進事業を実施し、176 個の有償配布を行った。
- (5) 災害時に避難所で水洗トイレが使用できなくなった際、被災者の健康被害を防ぎ、衛生的なトイレ環境を確保するため、令和 3 年度から順次マンホールトイレの導入を進めている。令和 6 年度は、崇善小学校、花水小学校、豊田小学校、真土小学校、山下小学校、大原小学校、太洋中学校、神田中学校、金旭中学校、中原中学校の 10 か所を整備し、計 19 か所の整備が完了

した。

- (6) 災害対策本部各部班の対応力を強化するため、外部有識者等による講話や訓練等を実施した。

第6節 風水害対策

大雨や台風などの風水害については、気象情報会社による24時間体制での平塚市に特化した気象監視や解析を行う「防災気象情報システム」を充実し、市民への速やかな情報提供に努めるとともに、市の組織体制として、気象情報や被害状況等に応じて初期対応体制、警戒体制、風水害警戒本部及び災害対策本部設置などの体制をもって災害に備えている。また、神奈川県との協定に基づき、市内の土屋東、万田、城所の3か所に対し、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る経費の一部を負担した。

＜主要事業＞

- (1) 土砂災害警戒区域に指定されている地域を対象に、土砂災害ハザードマップ及び洪水ハザードマップの見方や、身を守るための避難行動計画「マイ・タイムライン」についての説明会を実施し、60人が参加した。
- (2) 洪水浸水想定区域を中心に平塚市洪水ハザードマップの見方の講話や、洪水対策図上訓練を実施し、計1,957人が参加した。

第7節 自主防災組織

大地震等により災害が発生した場合は、災害対応に市の全機能を投入するとともに国・県等の関係機関と綿密な連絡を取り、全力をあげるが、その被害が広範にわたり、しかも多種多様な被害が発生すると、市全域で同時に実施することは困難であるものと予測される。

そこで、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まり、互いに協力し合いながら、組織的に取り組む共助が必要である。地域住民の一人一人が、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、組織的に初期消火や情報伝達、避難誘導、救出・救護、避難所運営等の活動を行う自主防災組織の存在が重要である。

このようなことから、市では自主防災組織が、災害時の活動に必要な資機材を整備していくとともに、活発な防災啓発活動を継続していくために、自主防災組織資機材等整備事業助成金を交付している。また、自主防災組織が行う防災訓練の計画立案について相談を受けた際には、地域の実情に合わせた訓練の手法を提案し、実施に向けた支援を行うなど、地域防災力の向上を図っている。

継続的、日常的に活動するためには、長年積み重ねられた知識と技術を兼ね備えたリーダーの存在が重要となる。市では災害時に活動できる人をより多く育てることで地域防災力が高まることから、地域防災活動に携わる人を育成する地域防災活動者育成研修を実施し、地域防災の核となるリーダーを養成している。

＜主要事業＞

- (1) 地域防災活動者育成研修を令和6年6月に実施した。防災講話や防災関係企業による資機材の展示紹介を自主防災組織の関係者を対象に行い、125名が参加した。
- (2) 自主防災組織の防災訓練が延べ114回（参加団体数は延べ257団体）行われ、計6,934人が参加した。

第8節 総合防災訓練

令和6年度平塚市総合防災訓練は、平塚市総合公園「平塚のはらっぱ」を会場に、消防だけでなく、防災関係機関との連携を強化することを目的に、過去の災害の教訓を踏まえた実践型訓練「地震対応訓練」と市民参加型の防災啓発イベント「消防・防災フェア」を令和6年10月に実施し、約3,000人が参加した。また、市民の防災・減災への意識の高揚を図るため、「防災ひらつか」にて動画を公開し、計439回の視聴があった。

第8章 市民安全

危機管理課、交通政策課

第1節 交通安全

近年における交通情勢は、車の持つ利便性が、人間社会に計り知れない利益をもたらしている反面、悲惨な交通事故が多発している。

本市では昭和37年3月、明るい住みよい都市建設のため「安全都市ひらつか」の宣言をし、各種交通安全運動や安全施設の整備充実等の諸施策を積極的に推進してきた。一方で、市内には国道及び主要地方道等の幹線道路が縦横に通じているほか、さがみ縦貫道路の全線開通や新東名高速道路のインターチェンジ開通に伴い、幹線道路への交通量が増加していることから、交通事故発生リスクが高まっている。さらに、本市は平坦な地形であるため、手軽で安価な自転車を利用する市民が多く、自転車による事故も多発しているほか、交通事故件数に占める高齢者の割合も高くなってきている。

本市としても、交通事故のない「安心・安全のまちひらつか」の実現をめざすため、警察署及び交通安全協会等の関係機関と連携し、年間を通じた各季の交通安全運動等あらゆる機会を捉えて、交通安全意識の啓発に努めている。

学童の交通安全については、交通安全協会の交通指導員が、毎朝、通学路の危険箇所立ち、通学時の事故防止を図るとともに、学校からの依頼を受け交通安全教室を開催し、継続的な交通安全教育を実施している。

また、違法駐車等防止対策としては、「平塚市違法駐車等の防止に関する条例」を踏まえ、違法駐車追放キャンペーンなどで啓発を図っている。

1 交通事故発生件数と死傷者数

区分 暦年	件数	死 傷 者 数		
		死 者	負 傷 者	計
5	811	1	942	943
6	767	3	888	891

平塚警察署資料

2 各種事故発生状況

(令和6年1月～令和6年12月)

区分	歩行者	子ども	高齢者	飲 酒	二輪車	自転車
件 数	89	53	265	5	197	217
死 者	0	0	2	0	1	1
負 傷 者	91	57	120	8	175	212
死傷者数	91	57	122	8	176	213

平塚警察署資料

3 交通安全教室開催状況

対 象	実施回数(回)	参加者数(人)
高 齢 者	1	23
幼 児	77	5,967
小 学 生	104	7,016
中 学 生	12	4,149
高 校 生	3	910
一 般	4	150
障がい者、就学前	6	214
合 計	207	18,429



第2節 放置自転車対策事業

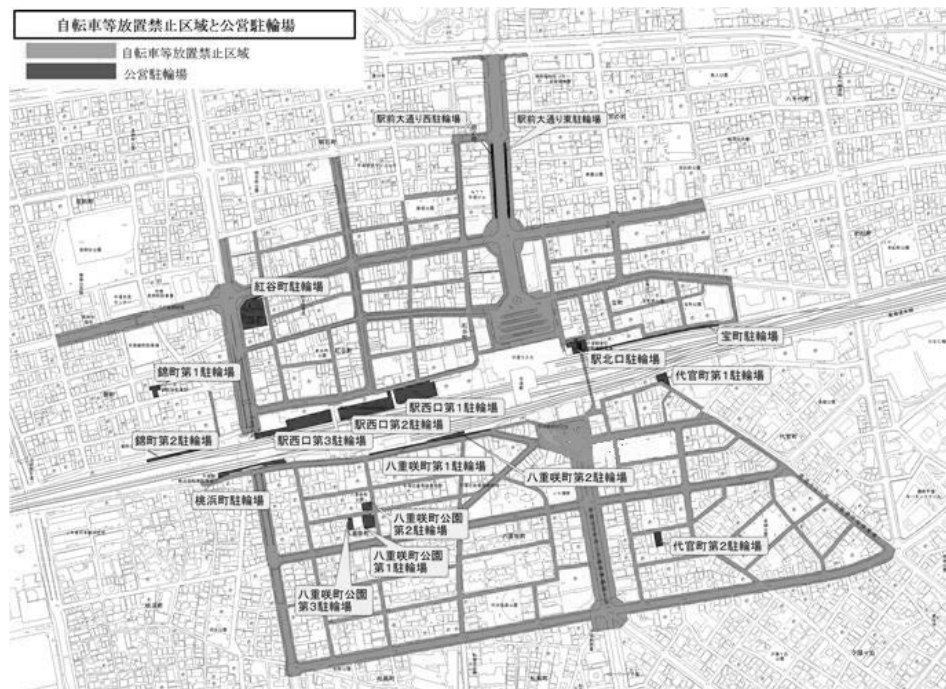
公共の場所における自転車の放置を防止して、良好な生活環境を保持するとともに、災害時における防災活動の確保を図るために、昭和58年10月1日に「平塚市自転車の放置防止に関する条例」を制定した。施行日は昭和59年4月1日とし、駐輪場の整備を行うとともに、平塚駅北側に自転車放置禁止区域を設定した。また、昭和60年、昭和62年、平成4年、平成26年、平成27年には、放置禁止区域の見直しを行い、範囲を拡大した。

駅周辺の自転車の放置等による諸問題に対応するため、平成22年1月に「自転車等駐車場の整備」、「自転車利用マナーの向上」、「放置自転車の撤去徹底」の3点を基本とした「平塚駅周辺の駐輪対策について」を策定した。また、平成27年3月には「平塚駅周辺の駐輪対策について」の方針を踏襲、包括しながら自転車利用における課題を整理し、「走る」「停める」「活かす」「守る」の4つの施策を展開する「平塚市自転車利用環境推進計画」を策定した。さらに、令和2年3月には、「平塚市自転車利用環境推進計画」に、「自転車を活用した観光やスポーツの振興」、「自転車を活用した健康づくり」、「災害時の自転車活用」等の新たな施策を追加した「平塚市自転車活用推進計画」を策定し、自転車のより活用しやすいまちづくりを推進している。

「自転車等駐車場の整備」については、公益財団法人平塚市まちづくり財団と協定を締結し、平成23年4月に駅西口第1駐輪場、7月に西口バイク・自転車駐車場を再整備し有料化して、駅西口第2駐輪場として供用を開始した。さらに平成24年1月に駅前大通り東駐輪場、駅前大通り西駐輪場を、平成25年4月に駅西口第3駐輪場を、平成26年4月に宝町駐輪場を再整備し有料化して供用を開始した。平成27年4月には、駅南口に八重咲町第2駐輪場の供用を開始した。

「自転車利用マナーの向上」では、警察署、交通安全協会等の関連団体と連携し、自転車マナーアップキャンペーン等を実施し、自転車の交通安全と放置自転車防止を呼び掛けている。

「放置自転車の撤去徹底」では、「平塚市自転車の放置防止に関する条例」を改正し、原動機付自転車も移動、保管の対象とした。その上で、自転車等の移動、保管その他の措置に要した費用として、自転車については2,000円、原動機付自転車については4,000円を所有者等から徴収することなどを定め、平成24年4月1日から「平塚市自転車等の放置防止に関する条例」として施行した。



平塚駅周辺の駐輪場

NO.	駐 輪 場 名	収 容 台 数		利 用 料 金
		自 転 車	バイク	
1	駅 北 口	581	—	月 2階 1,670 円、3階 1,250 円 一時 120 円 (1 日 1 回)
2	宝 町	357	87	自・月 2,090 円、バ・月 2,720 円
3	駅 前 大 通 り 東	175	—	24 時間まで 1 回 100 円 (2 時間無料)
4	駅 前 大 通 り 西	187	—	24 時間まで 1 回 100 円 (2 時間無料)
5	紅 谷 町	222	—	月 1,570 円、一時 100 円 (1 日 1 回)
6	錦 町 第 1	250	65	自・月 2階 1,250 円、屋上階 620 円 バ・月 2,720 円
7	錦 町 第 2	—	199	月 2,720 円
8	八 重 咲 町 第 1	335	70	自・月 2,090 円、バ・月 3,240 円 自・一時 120 円、バ・一時 250 円 (1 日 1 回)
9	八 重 咲 町 第 2	105	—	自・一時 24 時間まで 120 円 (2 時間無料)
10	桃 浜 町	394	83	自・月 1 階 2,090 円、2 階 1,670 円 バ・月 3,240 円 自・一時 120 円、バ・一時 250 円 (1 日 1 回)
11	代 官 町 第 1	259	—	月 2,090 円、一時 120 円 (1 日 1 回)
12	代 官 町 第 2	175	—	月 1,880 円
13	八 重 咲 町 公 園 第 1	600	—	月 2,090 円
14	八 重 咲 町 公 園 第 2	234	—	月 2,090 円
15	八 重 咲 町 公 園 第 3	133	—	月 2,090 円
16	駅 西 口 第 1	2,655	447	自・月 1 階 2,300 円、2 階 2,090 円 バ・月 3,240 円 自・一時 24 時間まで 120 円 (2 時間無料) バ・一時 24 時間まで 250 円
17	駅 西 口 第 2	715	627	自・一時 24 時間まで 120 円 (2 時間無料) バ・月 3,240 円、バ・一時 250 円 (1 日 1 回)
18	駅 西 口 第 3	2,589	75	自・月 2,090 円、バ・一時 250 円 (1 日 1 回) 自・一時 120 円 (1 日 1 回)
収容台数合計 11,619 台		9,966 台	1,653 台	

自…自転車 バ…125cc 以下のバイク (NO. 8・10 は 50cc 以下)

レンタサイクル

NO.	駐 輪 場 名	貸 出 台 数	利 用 料 金
1	駅 西 口 第 3	20	1 日 1 回 200 円

管理主体 公益財団法人平塚市まちづくり財団

平塚駅周辺の駐輪場施設総数	18 箇所
平塚駅周辺の駐輪場収容台数	11,619 台 (自転車 9,966 台、バイク 1,653 台)
レンタサイクル	1 箇所

第3節 防犯

本市では、警察や防犯協会等と連携を図りながら、自主防犯思想の高揚や、地域住民の連帯意識強化のための活動を展開するとともに、市民からあらゆる暴力をなくす暴力追放運動を推進するなど、地域社会による犯罪抑止機能の強化に努めている。また、夜間における防犯効果を高めるため、平成28年度に、自治会等から市へ防犯街路灯の移管を受け、そのうちのLED化がされていなかった防犯街路灯をLED化し、市内の防犯街路灯の全灯LED化を完了した。

1 犯罪発生状況

区分 暦年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
5	9	79	1,261	58	17	135	1,559
6	12	67	1,187	47	18	146	1,477

平塚警察署調べ

2 防犯活動（防犯協会主催による事業）

- (1) 各支部に助成金の交付
- (2) 防犯研修会の開催
- (3) 平塚市地域安全運動推進大会の実施
- (4) 防犯功労者(団体)の表彰
- (5) 毎月10日「防犯の日」キャンペーン、年末防犯パトロールの実施
- (6) 各種防犯会議の開催
- (7) 事業広報
- (8) 市の各種行事における地域安全広報活動の実施
- (9) 平塚市暴力追放推進協議会への協力
- (10) 「地域見守り花植え活動」の実施
- (11) 防犯教室

3 防犯街路灯

- (1) 平塚市内における防犯街路灯設置状況

平塚市が管理する防犯街路灯総数 15,468 灯

第9章 環境保全

環境政策課、環境保全課

第1節 環境政策

今、世界では、人類の活動が要因となって地球の平均気温が上昇する地球温暖化と、これに伴う気候変動が大きな問題となっている。この地球温暖化を防ぐためには、私たち一人ひとりが生活様式や事業活動を見直し、持続可能な社会の構築に向けて、身近なところから行動していくことが求められている。

本市では、「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか」の実現をめざし、市民・事業者・行政が協働して環境保全の取組を進めてきたが、地球温暖化防止に向けた取組を更に促進するため、平成17年度から、各家庭でできることから実践していこうとする事業である「ひらつかCO₂CO₂（コツコツ）プラン」に取り組んでいる。また、平成29年度からは国が提唱する地球温暖化防止のための国民運動である「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し、「COOL CHOICEひらつか」として市民の行動変容を促してきた。

なお、国が掲げる2050年カーボンニュートラルを受け、令和4年3月にゼロカーボンシティ宣言、令和6年2月にデコ活宣言を行った。

1 環境政策

(1) 平塚市環境基本計画

本市では、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年3月に平塚市環境基本計画を策定した。平成28年度の改定の際、平塚市地球温暖化対策実行計画を包含し、平塚市環境基本計画(平成29年度～平成38年度)を策定した。その後、令和3年度の間見直しでは、カーボンニュートラルの取組等の方針を示し、令和6年3月には「平塚市環境基本計画(2017年～2026年)別冊」を策定し、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う再エネ利用促進等に関する施策や目標を設定した。

なお、計画の適正な進行管理を図るため、年次報告書として、「ひらつかの環境」及び「ひらつか環境測定レポート」を作成し、環境に関する施策の実施状況及び環境の現状について公表している。

(2) 平塚市環境審議会

平塚市環境審議会は、平塚市環境基本条例に基づき平成11年2月に設置した附属機関で、公募市民、環境保全活動団体関係者、事業者、学識経験者など15人の委員で構成されている。

令和6年度は3回開催し、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画についての審議等を行った。

(3) 平塚市環境みどり基金

令和5年12月に、既存の「平塚市みどり基金」の目的及び使途を拡大し、緑化の推進を図る

とともに脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため、「平塚市環境みどり基金」に名称を変更した。

(4) 「ひらつかCO₂CO₂（コツコツ）プラン」

「ひらつかCO₂CO₂プラン」は、地球温暖化防止に向け、「プラスチックごみを減らそう」「食品ロスを減らそう」等、各家庭で簡単に取り組めるメニューを提示し、実践していただくCO₂削減の取組である。一般家庭編において、令和6年度は、通年で実施し、1,750人の参加を得た。小・中学校編では、2,761人の参加があった。

(5) 市の環境マネジメントシステム（ひらつかエコモード）の取組

本市では、平成12年2月にISO14001（国際規格の環境マネジメントシステム）の認証（審査登録）を受け、幼稚園・小学校・中学校を除く市の116施設において、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてきた。

平成21年度からは、これまでのISO14001の運用で得られた知見を引き継ぐとともに本市の現状と課題を踏まえた、独自の環境マネジメントシステムである「ひらつかエコモード」を構築し、移行した。この「ひらつかエコモード」では、対象を全ての市の施設に拡大し、地球温暖化対策やエネルギー管理に重点を置いた取組を進めている。

令和6年度の全課共通の取組（数値設定目標）

取組項目	目標	実績
電気使用量の削減	施設等を所有する部ごとに 令和5年度比1.0%の削減	令和5年度比4.97%の増加 (14部のうち11部が未達成)
エネルギーの使用に伴う CO ₂ 排出量の削減	令和8年度までに業務部門の排出量を 14,939t-CO ₂ /年まで削減	11,621 t-CO ₂ /年（令和6年度現在）

(6) 「わかば環境ISO」

「わかば環境ISO」は、平成14年度から実施している本市独自の学校版環境ISO制度で、平塚市内の59校・園が参加しており、環境保全に向けた様々な取組を行った。

(7) 再生可能エネルギー

本市では、「平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）」に基づき、太陽光発電等の導入を推進している。

(8) 「ひらつか環境ファンクラブ」

「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境分野の専門家をはじめ環境保全のために活動している市民や団体が、知識や技術、体験などを広く情報交換し、行動を起こすためのネットワーク作りの場として、平成15年度に発足した。令和6年度は、「ひらつか環境ファンクラブ」に所属する団体が「環境市民講座」や日頃の活動成果などを紹介する「ひらつか環境ファンクラブ大会」などを実施した。

(9) クール・タウンの普及啓発

市内の住宅や公共施設等の壁面、ベランダ等に蔓性植物を用いた「みどりのカーテン」設置し、真夏の建物の壁面温度上昇の抑制と緑化を推進することを目的としている。令和6年度は、

みどりのカーテンを設置した住宅や教育機関、事業所等の写真を募集する「みどりのカーテンコンテスト」を実施し、個人の部、教育機関等の部、団体の部の3部門で、計35点の応募があった。

2 環境学習・啓発事業

環境の保全や創造に向けて、環境に対する市民意識の向上を図るため、環境学習事業及び各種啓発事業を実施している。

(1) 環境教室等

主な事業	概 要
こども環境教室	【里山編】10月6日実施 参加者：小中学生とその保護者5名 内 容：樹木を探すクイズラリーやオリジナル樹木ネームプレートの作成の他、遊具等での遊びを通じた自然体験を実施した。 【金目川生き物観察会】7月28日実施 参加者：小学生とその保護者144名 内 容：金目小学校とみずほ小学校の児童を対象とした金目川の生き物観察会を実施した。 【エネルギー編】12月22日実施 参加者：小学生とその保護者34名 内 容：エコキャンドルづくりとエコかるた等を通じて環境について学ぶ教室を実施した。
ひらつか環境フェア 2024	平塚市の環境への取組や環境保全団体の活動等のパネル展示による紹介及び子どもたち向けの環境教室を開催した。
環境・地球温暖化対策 出前講座	環境保全活動などで活躍している市民を講師として登録し、依頼により地域や学校に派遣した。令和6年度は18回実施した。

(2) 啓発資料（発行した印刷物）

名 称	概 要
ひらつかの環境	平塚市の環境の現状や、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画に位置づけた施策・事業の、令和5年度の実施内容及び進捗状況を記載した。(A4版)
ひらつか環境測定レポート	令和5年度における大気汚染や水質汚濁等、市が公害監視測定を行ったデータを中心に掲載した。(A4版)

第2節 公害関係届出・立入検査等

1 指定事業所等設置状況

神奈川県生活環境の保全等に関する条例により設置の許可対象となる市内の工場・事業場の数及び設置許可申請等の状況は、次のとおりである。

(単位：件)

令和5年度末 指定事業所数	設置許可数	廃止届出数	廃止確認	現況届数	令和6年度末 指定事業所数	変更許可数
421	2	6	0	0	417	36

2 苦情

市民から新たに寄せられた公害苦情の種類別件数は、次のとおりである。

(単位：件)

種 類	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	土壌汚染	その他	計
件 数	32	7	42	4	20	0	0	105

3 立入調査状況

公害防止の対策指導のため、6月の環境月間中、公害苦情発生時、届出受理時等に工場・事業場への立入調査を実施している。立入件数は、次のとおりである。

(単位：件)

種 類	大気	水質	騒音振動	地盤沈下	悪臭	土壌汚染	その他	計
件 数	128	44	83	0	20	6	68	349

※その他は上記の種類以外の立入及び環境月間中の事業所立入等の合計。

第3節 大気汚染

大気汚染の状況調査は、大気汚染防止法に基づき、連続測定機による常時監視及び有害大気汚染物質の常時監視を行っている。連続測定機は、二酸化硫黄を4地点、二酸化窒素を5地点、浮遊粒子状物質を5地点、一酸化炭素を1地点、光化学オキシダントを4地点、微小粒子状物質を2地点に設置、さらに、汚染の動向を調べるため、気象計は4地点に設置している。また、有害大気汚染物質の調査は、3地点で実施した。

測定の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質は、全ての測定地点で環境基準*を達成したが、光化学オキシダントは、全測定地点で環境基準を達成しなかった。また、有害大気汚染物質の環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは、全ての測定地点で環境基準を達成した。

なお、光化学オキシダントが高濃度になると、神奈川県が光化学スモッグ注意報を発令する。全県での注意報の発令回数は12回で、うち湘南地域は3回だった（被害届出者数は0人）。また、神奈川県は、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の濃度が高くなる場合に備え、高濃度予報を行っており、PM_{2.5}の濃度が高くなると判定された日はなかった。

* 環境基準 環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標のことであり、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について定められている。

1 硫黄酸化物連続測定結果（二酸化硫黄）（単位：ppm）

項目 \ 測定地点	大野公民館	神田小学校	花水小学校	旭小学校
年平均値	0.001	0.000	0.000	0.000
日平均値の2%除外値	0.002	0.001	0.001	0.001

注：環境基準 1時間値の1日平均値（日平均値の2%除外値）が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下

2 窒素酸化物連続測定結果（二酸化窒素）（単位：ppm）

項目 \ 測定地点	大野公民館	松原歩道橋	神田小学校	花水小学校	旭小学校
年平均値	0.010	0.012	0.011	0.008	0.008
日平均値の年間98%値	0.023	0.026	0.026	0.020	0.019

注：環境基準 1時間値の1日平均値（日平均値の年間98%値）が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

3 浮遊粒子状物質連続測定結果（単位：mg/m³）

項目 \ 測定地点	大野公民館	松原歩道橋	神田小学校	花水小学校	旭小学校
年平均値	0.013	0.014	0.014	0.015	0.015
日平均値の2%除外値	0.030	0.034	0.033	0.036	0.037

注：環境基準 1時間値の1日平均値（日平均値の2%除外値）が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下

4 微小粒子状物質連続測定結果（単位：μg/m³）

項目 \ 測定地点	大野公民館	旭小学校
年平均値	7.9	8.4
日平均値の年間98パーセンタイル値	20.3	21.5

注：環境基準 1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値（日平均値の年間98パーセンタイル値）が35μg/m³以下

5 光化学スモッグ注意報発令状況及び被害届出者数（単位：回）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	被害届出者数
発令回数	0	0	0	3	0	0	0	3	0人

第4節 水質汚濁

水質汚濁の状況調査は、神奈川県公共用水域水質測定計画及び神奈川県地下水質測定計画に基づく各種水質測定並びに本市主要河川である金目川、相模川流入排水路等の平塚市独自の水質測定からなる一般環境調査並びに汚濁発生源である工場・事業場からの排水調査等を順次行っている。

一般環境調査のうち、河川と海域については、神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定として、河川2地点、海域1地点で計60回の採水を行い、延べ1,912項目の測定を実施した。その結果、河川のBOD、海域のCODは環境基準（環境基準は、75%値で評価）を達成した。

地下水については、神奈川県地下水質測定計画に基づく概況調査10地点（定点調査8地点、メッシュ調査2地点）と継続監視調査4地点の計14地点について、年1回、延べ372項目の測定を実施した。その結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について2地点、テトラクロロエチレンについて1地点、ほう素について1地点環境基準値を超過した。

さらに、平塚市独自の河川水質測定地点として19地点を定め、108回の採水を行い、延べ2,302項目の測定を実施した。その結果、1地点でpHの年間平均値が、環境基準値を超過した。

1 水質状況調査結果

(1) 神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定（河川）

項目 測定地点		pH 平均	BOD 平均 (mg/L)	SS 平均 (mg/L)	DO 平均 (mg/L)	採水 回数	延測定 項目数
鈴 川	下之宮橋	7.5	1.4	8	8.4	24	700
渋田川	立堀橋	7.5	1.7	10	8.1	24	700
基準値		6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—	—

(2) 神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定（海域）

項目 測定地点		pH 平均	COD 平均 (mg/L)	DO 平均 (mg/L)	採水 回数	延測定 項目数
相模湾	平塚沖	8.1	1.8	7.6	12	512
基準値		7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	—	—

(3) 神奈川県地下水質測定計画に基づく水質測定（地下水）

区 分	地点数	採水回数	延測定項目数	基準超過地点数
定 点 調 査	8	1	272	1
メッシュ調査	2	1	68	0
継続監視調査	4	1	32	3

(4) 相模川水系

項目 測定地点			pH 平均	BOD 平均 (mg/L)	SS 平均 (mg/L)	DO 平均 (mg/L)	採水回数	延測定 項目数
相模川	流入	天神森排水路	8.7	1.5	5	14	4	94
		鹿見堂排水路	6.9	1.4	1	8.5	4	94
		馬入排水路	7.6	0.8	2	7.6	4	94
基準値			6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	—	—

(5) 金目川水系

項目 測定地点			pH 平均	BOD 平均 (mg/L)	SS 平均 (mg/L)	DO 平均 (mg/L)	採水回数	延測定 項目数
金 目 川	本川	土屋橋歩道橋	8.0	0.8	1	9.8	12	211
		吾 妻 橋	8.1	0.7	1	10.6	4	98
		東 雲 橋	8.1	0.9	1	10.3	4	98
		下 花 水 橋	8.0	1.1	5	10.1	12	211
	流入	寺 分 大 橋	8.0	1.2	19	10.7	4	98
		三 笠 川	7.9	1.4	3	9.3	4	98
		下 河 原 橋	8.3	1.3	3	11.5	4	98
鈴 川	本川	舟 橋	7.9	1.5	34	10.1	12	211
		平 塚 橋	7.9	1.5	7	10.0	4	98
	流入	榎田排水路	8.1	2.0	3	12.1	4	98
		金田排水路	7.9	1.4	4	11.6	4	98
渋 田 川	本川	土 安 橋	7.7	1.9	12	10.0	12	211
	流入	歌 川	7.7	2.5	10	11.1	4	98
		笠 張 川	7.8	1.3	3	11.8	4	98
		新土井口橋	7.6	1.6	4	10.5	4	98
基 準 値			6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—	—

(6) 葛川水系

項目 測定地点			pH 平均	BOD 平均 (mg/L)	SS 平均 (mg/L)	DO 平均 (mg/L)	採水回数	延測定 項目数
不動川	中沢橋		8.0	2.6	6	11.2	4	98
基準値			6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—	—

※pH：水素イオン濃度、SS：浮遊物質、DO：溶存酸素量、BOD：生物化学的酸素要求量

COD：化学的酸素要求量

2 工場・事業場、地下水等

区 分	検体数	延測定項目数
工場・事業場	19	315
その他地下水等	19	118

第5節 土壌の汚染

典型7公害に対応する最後の法律として、土壌汚染対策法が平成14年に成立、平成15年2月15日から施行されている。土壌汚染の調査の対象となる土地は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、若しくは一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると市長が認める土地、若しくは土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める土地となっている。土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超える汚染が明らかとなった場合は、市長はその土地を健康被害のおそれの有無に応じて要措置区域、形質変更時要届出区域に指定する。

本市における土壌汚染対策法の施行状況は、土壌汚染対策法第3条第1項に基づく調査結果の報告が2件、同法第3条第1項ただし書の確認申請が6件、同法第3条第7項に基づく形質の変更の届出が1件、同法第3条第8項に基づく調査結果の報告が1件、同法第4条第1項の形質の変更の届出が19件、同法第4条第2項に基づく調査結果の報告が3件、同法第4条第3項に基づく調査結果の報告が1件、同法第14条に基づく指定の申請が0件、同法第6条に基づく要措置区域の指定が1件、同法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定が1件となっている。

第6節 騒音・振動

本市では、騒音規制法で義務付けられている自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動、新幹線鉄道騒音・振動の自主測定を実施している。

自動車騒音常時監視では、市内の幹線交通を担う道路4路線6地点6区間の現況調査を実施し、評価を行った。各調査区間における環境基準の達成率は、97.7～100%であった。

自動車騒音・振動の自主測定については、市内の主要な道路の5路線6地点で測定を実施した。騒音は、6地点のうち、全時間帯で環境基準値以下であったのは3地点、全時間帯で環境基準値を超過したのは0地点であった。昼間は5地点、夜間は4地点が環境基準値以下であった。振動は、全ての測定地点で要請限度値*¹を下回った。

新幹線鉄道騒音・振動の自主測定については、沿線の住居地域6地点で測定を実施した。騒音は、4地点で環境基準値を超過した。振動は、全地点で勧告指針値*²以下であった。

1 自動車騒音常時監視結果

(単位: dB)

路 線 名	測 定 地 点	等価騒音レベル LAeq*3		環境基準達成率 (%)		
		昼間	夜間	昼夜とも	昼間	夜間
平塚伊勢原線	立野町 40	62	54	100.0	100.0	100.0
平塚伊勢原線	北豊田 712	68	63	100.0	100.0	100.0
平塚秦野線	撫子原 3-28	68	63	97.7	100.0	97.7
平塚秦野線	桜ヶ丘 3-43	62	58	100.0	100.0	100.0
大島明石線	東中原 1 丁目 7-1	70	64	100.0	100.0	100.0
公所大磯線	高村 192-16	63	57	99.6	99.8	99.6

注: 環境基準 昼間 (6時~22時) 70dB 夜間 (22時~6時) 65dB

2 自動車騒音・振動自主測定結果

(単位: dB)

測定地点 \ 測定値	等価騒音レベル LAeq*3				振動レベル L10			
	昼間	環境基準	夜間	環境基準	昼間	要請限度値	夜間	要請限度値
平塚秦野線 (南原)	69	70	64	65	31	65	27	60
一般国道 1 号線 (天沼)	66	70	61	65	41	70	33	65
一般国道 129 号線 (田村①)	66	70	64	65	41	65	38	60
藤沢平塚線 (田村②)	69	70	66	65	47	70	42	65
平塚秦野線 (南金目)	70	70	67	65	47	65	39	60
幹道 15 号吉沢土屋線 (上吉沢)	66	65	58	60	42	65	29	60

※騒音 昼間 (6時~22時) 夜間 (22時~6時)

※振動 昼間 (8時~19時) 夜間 (19時~8時)

3 新幹線騒音・振動自主測定結果

(単位: dB)

測定地点 (近接軌道)	騒音	振動
大 神 (下り「盛土」)	73	70
豊田本郷緑地 (下り「盛土」)	73	65
豊田本郷 (上り「高架」)	69	57
入 野 (下り「盛土」)	72	63
長 持 (下り「盛土」)	73	58
根 坂 間 (下り「高架」)	67	68

注: 環境基準 (騒音) 70dB 勧告指針値 (振動) 70dB

* 1 要請限度値 自動車から発生する騒音・振動が、環境省が定める自動車騒音の許容限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれているおそれがある場合、公安委員会に対して道路交通法の規定により車両の通行禁止等の措置

を要請することのできる自動車騒音・振動の基準値のこと。

※ 2 勧告指針値 昭和 51 年 3 月 12 日環境庁から公布された「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」により示された指針値

※ 3 等価騒音レベル (LAeq)

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもので、国際的にも広く採用されている。単位は dB。

第 7 節 悪 臭

悪臭は、悪臭物質が人に不快感・嫌悪感を与え、これにより周辺住民の生活を損なう感覚公害である。本市では、複数の物質が複合した臭気などに対応するため、悪臭防止法の規定による臭気指数規制を導入している。

悪臭による苦情件数は 20 件で、季節を問わず苦情が寄せられている。悪臭苦情は、発生源が不明の場合が多いことも特徴である。一方、発生源が特定できた場合には、建物の密封化・脱臭装置の管理の徹底など、個々の対策を指導している。しかし、臭気を 100% 除去することは、技術的・経済的にも極めて難しいことや、小規模事業所や飲食店等、住宅と極めて近い場所が発生源となっていることなど、悪臭苦情の解決は困難な状況となっている。

第 8 節 地盤沈下

地盤沈下調査として観測井による地下水位測定調査及び地下水塩水化調査を実施している。

地下水位測定調査は、観測井戸 4 箇所で行った。地下水塩水化調査は、16 地点で 2 回実施した。塩化物イオン濃度が 200 mg/L を超えるものを塩水化というが、令和 6 年度に塩水化が確認された地点は 5 地点であった。

1 観測井戸による観測結果 (令和 6 年 1 月から 12 月における平均水位)

松 原	四 之 宮	金 田		大 原
平均水位 (T.P.m)	平均水位 (T.P.m)	平均水位 (T.P.m)		平均水位 (T.P.m)
		本 管	側 管	
0.96	1.84	7.26	7.63	1.75

※ (T.P.m) 東京湾平均海面 (最後の m は単位のメートルを表す。)

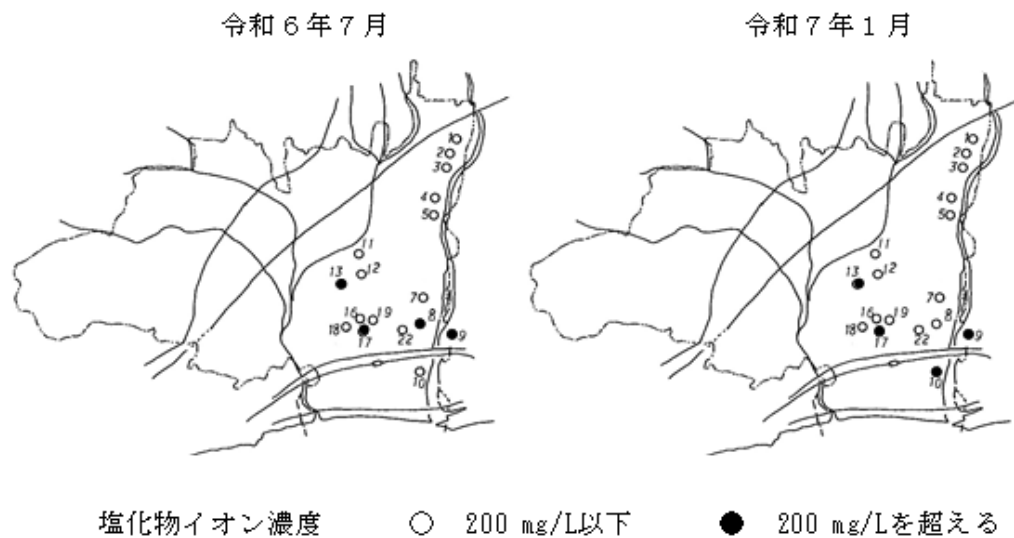
2 地下水塩水化調査結果 (単位: mg/L)

地点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7 月	6	7	7	7	7	—	23	210	300	78	110
1 月	6	8	7	7	8	—	22	170	300	490	120

地点	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
7 月	110	550	—	—	—	540	59	83	—	—	160
1 月	120	580	—	—	—	570	61	67	—	—	180

注 : 地点 No. 6 は平成 21 年度、地点 No. 15 は平成 11 年度、地点 No. 20 は平成 25 年度、No. 21 は平成 28 年度 No. 14 は平成 29 年度に測定井戸を廃止した。No. 16 は令和 6 年度、井戸の故障より採水を中止した。

地下水塩水化調査地点図



第9節 埋立て等の規制

平塚市埋立て等の規制に関する条例は、良好な自然環境と生活環境の保全及び土砂流出等の災害防止を目的として平成10年7月に施行された。

条例施行後は、市内西部の丘陵地にみられた不法な埋立て行為は減少し、水田を畑に転用する農地造成が主となっている。

埋立て等の許可状況

年度	許可件数	面積	申請内容 (件)		埋立ての内容 (件)		
			農地造成	その他の埋立て	埋立て	盛り土	切り土
5	1	1,965m ²	1	0	0	1	0
6	10	17,401m ²	3	7	0	10	0

第10節 自然環境

1 生物多様性保全

市内には、西部丘陵や河川、海浜等に多様な生物が生息する豊かな自然環境が残されているが、農地、屋敷林の減少や宅地の開発等による緑の減少に伴い、さまざまな生き物への影響が危惧されている。

自然環境の現状を把握し、生物多様性保全の施策へ反映するため、平成17年度に、西部丘陵地域の自然環境実態調査の結果をもとに、「平塚市自然環境評価書（総合評価編）」をまとめた。

さらに、令和元年度から令和3年度には、市民団体「ひらつか生物多様性推進協議会」との協

働事業で、市内の自然環境の再調査を実施、「平塚市自然環境評価書」をまとめ、その結果を基礎資料として、令和4年度に「平塚市生物多様性保全アクションプラン」を策定した。令和6年度は、自然環境アドバイザー派遣や後継者を育成する調査員養成講座等を実施した。

2 里山保全

平成17年度にまとめた「平塚市自然環境評価書（総合評価編）」の中で、特に土屋字頭無地区は、地区全体が典型的な里地・里山の景観を形成しており、特に谷戸の農地と合わせて里山体験場所に適していることから、この地区を里山保全モデル地区と位置付けて荒廃した里山を市民との協働で復元することとした。

借り上げた約10,510㎡の土地で、土屋頭無地区里山保全協議会委員をはじめ、市民ボランティア、市民活動団体とともに、里山保全活動を実施した。

3 鳥獣保護

(1) 鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域<銃器>

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区(鳥獣の保護を図るために指定され、鳥獣の捕獲等が禁止される区域)1区域と特定猟具使用禁止区域<銃器>(危険の予防又は静穏の保持のため、銃器を使用した鳥獣の捕獲等が禁止される区域)7区域が県知事により指定されている。

鳥獣保護区の指定状況

名称	区域	面積 (ha)	指定期間
高麗山	平塚市及び大磯町の高麗山周辺	358	令和元. 11. 1～令和 11. 10. 31

特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定状況

名称	区域	面積 (ha)	指定期間
土屋	土屋地区全域、上吉沢地区の一部	742. 4	令和 3. 11. 1～令和 13. 10. 31
相模川河口	平塚市域の相模川の河口	174. 5	令和 3. 11. 1～令和 13. 10. 31
平塚相模川	平塚市域の相模川の周辺	90. 0	令和 5. 11. 1～令和 15. 10. 31
平塚大磯	平塚市東部及び大磯町の一部	4, 230. 4	令和 2. 11. 1～令和 12. 10. 31
金目川	平塚市域の金目川の周辺	110. 0	平成 30. 11. 1～令和 10. 10. 31
平塚北部	真田、ふじみ野地区全域、北金目、南金目、岡崎、寺田縄地区の一部	534. 4	令和 2. 11. 1～令和 12. 10. 31
大島・大神	大島地区・大神地区の一部	220. 4	令和 3. 11. 1～令和 13. 10. 31

(2) 鳥獣に関する相談等

平成12年4月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲

等の許可権限の一部が県から移譲され、鳥獣に関する市民からの相談や通報が多数寄せられている。相談や苦情の大半は、駆除又は保護の要請であり、アライグマ・ハクビシン・カラス・ドバトが中心となっている。

鳥獣に関する相談・通報件数

(単位：件)

年度	アライグマ	ハクビシン	タヌキ	アナグマ	イノシシ	ドバト	カラス	その他	不明	総計
5	23	32	10	0	13	13	15	46	32	184
6	60	57	22	1	14	42	45	54	73	368

(3) 特定外来生物対策

平成17年6月に施行された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により、もともとは分布していなかった地域に新たに人為的に持ち込まれた生物（外来生物）のうち、生態系や農林水産業等に被害を与えるおそれのあるものを「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育・運搬等を禁止するとともに、既に野生化しているものについては、計画的に防除することとなった。

現在、アライグマやタイワンリス等が特定外来生物に指定されており、特にアライグマは、横須賀市、鎌倉市など三浦半島地域の市町を中心に県内全域に生息域を拡大し、農業被害や家屋に侵入する等の生活被害をもたらしているため、県は、平成18年3月にアライグマ防除実施計画を策定した。その後、対策を強化して進めることが必要なため、目標を「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」とし、令和6年3月に第4次アライグマ防除実施計画を改訂した。

本市では、平成18年に市内で初めてアライグマが捕獲され、令和6年度は83頭が捕獲されている。今後分布の拡大に注意が必要であり、県及び県内市町村と連携して防除対策を進めていく。

第10章 環境衛生

環境政策課、収集業務課、環境保全課、環境施設課

第1節 ごみ処理

ごみの排出状況

(単位 t)

年度	家庭系ごみ					家庭系ごみ 合計	事業系ごみ 合計	総排出量
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源再生物	粗大ごみ	有害ごみ			
5	37,875	3,023	14,524	232	32	55,686	18,262	73,948
6	36,980	3,090	14,300	273	34	54,677	17,506	72,183

資源再生物の収集内訳

(単位 t)

年度	古紙類	空き缶類	金属	ビン	布類	廃食用油	ペット ボトル	容器包装プ ラスチック (プラクル)	剪定枝	小型家電	合計
5	6,054	805	650	1,569	1,163	83	1,046	2,963	145	46	14,524
6	5,846	778	616	1,500	1,141	80	1,127	3,008	158	46	14,300

*令和6年度の数値は速報値。

家庭のごみの出し方

- ① 可燃ごみ・・・ステーション方式（一部地区は戸別収集方式）
- ② 不燃ごみ・・・ステーション方式
- ③ 有害ごみ（乾電池、体温計・血圧計（水銀）、ライター類）・・・ステーション方式
- ④ 資源再生物・・・ステーション方式
古紙類（新聞、雑誌・本類、段ボール、牛乳等の紙パック、その他の紙類）、空き缶類、金属、ビン、布類、廃食用油、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル(※)）
- ⑤ 粗大ごみ・・・予約申込制（有料）
大型家具、ベッド、ふとん等
- ⑥ 小型家電（電気や電池で動く家電製品で回収ボックスの投入口横30cm×縦15cmに入る奥行20cm程度の大きさのもの）例：携帯電話、ゲーム機、デジカメ、コード等・・・公民館等の回収ボックス
- ⑦ 剪定枝・・・予約申込制（無料）

※「プラクル」とは平塚市における容器包装プラスチックの愛称

1 収集状況

(1) 可燃ごみ

一般家庭の可燃ごみの収集は、週2回の定日収集で、高効率ごみ発電施設（環境事業センター）へ搬入している。令和4年4月からは、一部地区内の収集を委託している。

なお、事業系の一般廃棄物については、収集運搬許可業者への委託又は処理施設へ自己搬入することとしている。

(2) 不燃ごみ

平成29年4月から委託による月2回の定日収集で、粗大ごみ破碎処理施設へ搬入している。

(3) 有害ごみ

有害ごみは、乾電池と体温計・血圧計（水銀）、ライター類を指定している。有害ごみは、

外部委託処理している。

(4) 資源再生物

古紙類（新聞・雑誌・本類、段ボール、牛乳等の紙パック、その他の紙類）、空き缶類、金属、ビン、布類、廃食用油、ペットボトル及び容器包装プラスチック（プラクル）に分別している。ペットボトル及び容器包装プラスチック（プラクル）を除く資源再生物は、月2回の定日収集で、収集は委託事業者が行い、資源化されている。

なお、ペットボトル及び容器包装プラスチック（プラクル）については、週1回の定日収集で、リサイクルプラザへ搬入し、資源化している。令和3年4月からは一部地区の収集を委託している。また、市は自治会に対して回収された資源再生物を1kgあたり5.5円で算定し、資源再生物買上金として支払いを行っている。

(5) 粗大ごみ

家庭で不要となった大きな家具類等の粗大ごみは、市民からの申込みにより、有料で収集運搬し、処理している。平成31年4月から委託している。

(6) 小型家電

平成26年10月から各公民館等に回収ボックスを設置し、資源化している。

(7) 剪定枝

平成27年10月から家庭の庭木を剪定した枝や幹を市民からの申込みにより各戸収集し、資源化している。平成31年4月から委託している。

(8) 犬・猫等小動物の死体処理

犬・猫等小動物の死体処理は、市民からの連絡により、ペットは有料、飼い主が不明のものは無料で引き取り、小動物焼却処理施設で焼却処理している。平成31年4月から委託している。

(9) 不法投棄

不法投棄については、防止対策に努めているが、廃家電、廃材等が不法投棄されている。

これらの投棄物は、土地等の管理者責任を前提としているが、公共性のある場合には収集運搬処分し、市民の生活環境の保全に努めている。

2 車両保有状況

種 別	車両タイプ	台数
ごみ収集車（可燃）	2トン車	15
〃（〃）	3.5トン車	27
計		42

種 別	台数
深 ダ ン プ	3
平ボディトラック	2
軽 ト ラ ッ ク	3
バ ン	1
軽 ラ イ ト バ ン	2
計	11

○その他の車両（処理施設で使用する車両）

深ダンプ	1台
ショベルローダー	4台
フォークリフト	5台

3 処理施設

(1) 高効率ごみ発電施設（環境事業センター）

「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づく、ごみ処理広域化施設として建設され、平成 25 年 10 月に本稼働した。日量 315t の処理能力があり、焼却熱を最大限に回収し高効率発電（最大出力：5,900kw）を行っており、更に余熱を、施設内の給湯に利用する他、余熱利用施設（リフレッシュプラザ平塚）の暖房、給湯にも利用している。

本施設から排出される焼却残渣（灰、不燃物等）は、資源化業者によって全量資源化している。

(2) 粗大ごみ破碎処理施設

この施設は、粗大ごみ、不燃ごみを破碎選別し、可燃物、不燃物、金属資源（磁選物、アルミ）に分別する中間処理施設である。粗大ごみ等を焼却処理できるように破碎し、金属資源を選別することによりごみの資源化・減量化を図っている。平成元年 3 月に完成し、処理能力は 55t/5h である。

(3) 資源化等施設

平塚市リサイクルプラザ（愛称：くるりん）は、資源再生物のうち、空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）の 4 品目を資源化施設に送るための中間処理をする工場部門と、広く市民に廃棄物の減量化、資源化及び再生利用に係る意識の向上を図る啓発部門を併せ持つ施設で平成 16 年 3 月に完成した。処理能力は 46.86 t/日である。

(4) 小動物焼却処理施設

平成 7 年 4 月に更新整備し、平成 22 年 8 月に現在の場所に移設整備した。この施設の特徴は、2 次燃焼室と電気集じん機を設置し、脱臭、脱煙、脱ばいじんを考慮した施設である。処理能力は 100 kg/2h である。

(5) 一般廃棄物最終処分場

現在使用している遠藤原一般廃棄物最終処分場は昭和 58 年度に完成した。この処分場は、全面に遮水シートを敷き、浸出水処理施設を備えた管理型埋立地である。将来の埋立量を予測する中で全体計画を 2 期に分け、第 1 期は 10 年間の埋立量を目標に整備した。埋立容量は、223,000 立方メートル（第 1 期計画分）である。7 年間の延命が図られ平成 13 年度に埋立てを終了した。第 2 期は平成 6 年度から 3 か年継続事業で平成 8 年度に完成した。埋立容量は、233,000 立方メートルで平成 13 年度から埋立てを開始した。

第 2 節 ごみの減量化・資源化活動

1 ごみの減量化・資源化イベント

多くの方にごみの減量化や資源化に関心を持っていただくため、以下のイベントを実施した。イベントの主な内容はリサイクル品の販売のほか、リサイクルプラザの工場内で使用するショベルローダーやフォークリフト、ごみ収集車の展示等。

実施内容

実施月日	イベント名	実施場所
2 月 1 日	くるりんまつり	リサイクルプラザ

2 清掃業務見学会

ごみの出し方については「家庭のごみ・資源の分け方・出し方」等により市民に周知しているが、その後ごみがどのように処理されているかなど、市民がごみ処理の業務内容と施設を見る機会はあまりない。そこで、ごみに対する理解をより深めてもらうために市内の各種団体を対象に、昭和 61 年度から、ごみ処理施設の見学を実施している。令和 6 年度は、4 回実施し、49 人の市民が参加した。

3 ごみ学級

「ごみの分別の仕方やし出し方」「資源再生物について」など、ごみに関するモラルの向上を図るため、小学校 4 年生の社会科で行うごみの学習として昭和 62 年度から実施している。令和 6 年度は、27 校で実施し、1,914 人の児童が参加した。

4 ごみ収集車見学会

令和 3 年度から保育園、幼稚園児を対象に、各園でごみ収集車の見学等を行い、環境学習のきっかけづくりとしている。令和 6 年度は、25 園で実施し、2,413 人の園児が参加した。

5 平塚市ごみ減量化推進委員会

ごみの減量化及び資源化の推進を図るため、各自治会から推薦を受けた推進員で構成された団体である。イベントにおけるキャンペーン活動やごみ減量化推進委員会だよりの発行等により、分別の徹底やリサイクルの推進、環境にやさしいくらしの啓発等を行っている。

実施活動：環境フェア、くるりんまつり、各地区の公民館まつり等における啓発活動、施設見学による研修、ごみ減量化推進委員会だよりの発行

6 生ごみの減量化・資源化対策

生ごみの減量化・資源化のために、コンポスター（生ごみ処理容器）の廉価販売を行っている。令和 6 年度は、39 個を販売した。また、生ごみを様々な方法により自家処理して、堆肥を生成する「生ごみ自家処理相談会」を 9 回開催した。

7 食品ロス対策

家庭で消費しきれない食品を寄付していただく「フードドライブ」を実施し、食品ロスの削減を推進した。令和 6 年度は、3,430 点（793.82 k g）が寄付された。

8 平塚市ごみの減量化・資源化協力店制度

事業者、消費者、行政等が互いに協力しながら、ごみの減量化・資源化を図るため、平成 7 年 4 月 1 日から西海岸商店振興組合をモデル地区として実施し、平成 8 年度から全市対象に募集をした。

この制度は、市が商店をごみ減量化・資源化協力店として募集し、協力店として登録した店舗は包装の簡素化、買物袋の持参の推進などを行うものである。令和 6 年度末現在で 107 店が協力店として登録している。

9 ごみの減量化・資源化のキャラクターの設置

ごみの減量化・資源化の推進や環境保全を図る啓発対策として、親しみやすく覚えやすいキャラクターとして「サイ」を採用し市民からその愛称名を広く公募して平成8年2月に「クルクル」に決定した。

このキャラクター「サイ」のクルクルには次の意味も含まれている。

- ・資源のリサイクルを図ろう。
- ・リサイクルされた物のサイ利用を進めよう。
- ・ごみをなるべく出さない（プレサイクル）

「クルクル」は、市民にごみ問題、環境問題に関心を深めてもらうために、減量化・資源化のシンボルとして、ポスター・チラシ等に使用されることで、広く市民に親しまれている。



ごみの減量化・資源化のキャラクター
「クルクル」

第3節 美化運動

1 地区美化

(1) 推進方針

地域の自主的活動により、美しい自然の保護と住みよい生活環境づくりに取り組んでいる。本市は、“住みよいまち ひらつか”を目標に、この運動が更に地域に定着するよう美化運動の浸透、啓発に努めている。

美化運動推進の基本方針は、次のとおりである。

- ア 美化意識の普及・高揚、公衆道徳を浸透させるため、広報紙等により広報活動を積極的に展開する。
- イ 地域住民による自主的な美化活動の促進を図る。
- ウ 関係各機関と連絡を密にし、公共の場の環境美化に努めるとともに効果的運動の展開を図る。

(2) 実施事業

- ア 平塚市地区美化推進委員長連絡協議会等の開催
- イ 広報事業として啓発物品の配布、啓発看板の設置
- ウ まちぐるみ大清掃の実施(年2回)
- エ 地区美化運動推進事業に対する補助金の交付
- オ 美化推進モデル地区制度の推進

第4節 し尿処理

1 収集状況

本市におけるし尿処理方法を大別すると、「公共下水道及び浄化槽による水洗化処理」「くみ取り処理」の2方式に分けられる。

一般家庭及び事業所等のくみ取り処理については、2業者に収集、運搬を委託している。

収集回数は、一般家庭では 20 日サイクルで、従量制が適用される事業所等については必要の都度収集を行っている。

2 収集人口の推移

本市における定額制収集人口は、公共下水道の普及に伴い、年々減少傾向にある。

年 度	定 額 制		従 量 制 (件 数)
	人 口 (人)	世 帯	
5	342	219	141
6	309	199	144

3 処理状況

本市のし尿処理施設は、大磯町とのごみ処理広域化計画に基づいて、平成 22 年 3 月 31 日をもって搬入を停止した。平成 22 年度に施設の廃止を行い、解体した。平成 22 年 4 月 1 日からは市外の施設へ搬出し処理を行っている。

し尿・浄化槽汚泥搬出量

年 度	搬 出 量	稼働日数	一日平均搬出量	延収集台数	収 集 日 数
5	5,575kl	366 日	15.2kl	2,917 台	243 日
6	5,143kl	365 日	14.1kl	2,698 台	245 日

第 5 節 公衆便所の維持管理

市内の公衆便所のうち、収集業務課で維持管理しているものは次の 3 か所で、清掃は業者委託により行っている。

公 衆 便 所 名	所 在 地	清掃回数
平塚駅北口公衆便所	平塚市宝町 1 番 2 号 (J R 平塚駅北口自転車駐車場内)	毎日 5 回
市営紅谷町駐車場内公衆便所	平塚市紅谷町 18 番 8 号	毎日 2 回
須賀港公衆便所	平塚市千石河岸 64 番 6 号	毎日 1 回

第 6 節 狂犬病予防事業

狂犬病予防事業は平成 12 年度から地方分権により自治事務となった。

例年、市内の公民館等で実施している集合方式での狂犬病予防注射を、日曜日を含めた 3 日間 5 会場で実施した。令和 6 年度末の登録頭数は 13,522 頭である。

第 7 節 猫の不妊手術及び去勢手術補助金制度

猫の不妊及び去勢手術補助金制度を平成 19 年 10 月 1 日から開始した。

申請者は市内に住所を有することが条件であり、平成 22 年度からは対象を野良猫のみに限定した。令和 6 年度は、補助金額を増額するためにクラウドファンディングを実施し、手術に要した費用

のうち不妊手術（メス）は5,000円、去勢手術（オス）は4,000円または手術費の2分の1のいずれか低い額となる補助内容に拡充した。令和6年度は334件（うちメス186件、オス148件）に対し補助を行なった。

第8節 地域猫

平成23年度から、野良猫対策の一環として、協働事業等による「地域猫活動」を実施し、野良猫問題に困っている自治会や地域と協議を重ね、問題の解決に向け調整を図っている。

※地域猫活動・・・地域に生息する野良猫を地域のルールに基づいて、エサやり、トイレの設置、不妊・去勢手術の実施、周辺の清掃などを経て、一代限りの生を全うさせるという活動。

第9節 水道法関連事業

専用水道等に関する事務は、平成25年度に県から権限移譲を受けた。立入検査や届出書の受理を行っている。立入検査は小規模水道1か所で実施した。

